

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第11集

# 西別府祭祀遺跡Ⅲ

2 0 1 1

埼玉県熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第11集

にしべっぶ さいし いせき  
西別府祭祀遺跡Ⅲ

2 0 1 1

埼玉県熊谷市教育委員会



石製模造品 馬形・櫛形・有線円板形



石製模造品 有孔円板形・勾玉形・剣形

## 序

私たちの郷土熊谷は、丘陵、台地、沖積低地と地形が変化に富み、関東平野を縦横に流れる荒川と利根川の2大河川が流れ、それらがもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。こうした自然環境のもと、市内には、先人たちによって多くの文化財が営々と築かれてきました。これらの文化財は、郷土の発展やその過程を物語る証しであるとともに、私たち子孫の繁栄の指標ともなる先人の貴重な足跡であります。私たちは、こうした文化遺産を継承し、次世代に伝え、さらに豊かな熊谷市形成の礎としていかなければならないと考えております。

さて、熊谷市西部西別府地区は、隣接する深谷市域にかけて多くの遺跡が所在する地域であります。特に、古代においては、当時の幡羅郡の郡役所が置かれた郡の中心的地区でありました。近年、深谷市幡羅遺跡の調査により正倉を始め郡役所の主要施設が発見され注目を浴びているところであります。また、熊谷市も深谷市とともに幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会を設置し、当該遺跡の学術的な評価や、将来的な保存・活用策の調査、検討を行っております。

本書は、昭和38年度、石製模造品の発見を契機に調査された西別府祭祀遺跡の発掘調査の成果をまとめたものです。遺跡からは、平成4年度の調査において古墳時代後期から近世までの遺構や遺物が確認され、ここにおける水辺の祭祀が古代から中世にいたるまで連続と続けられたことが分かっております。特に昭和38年度調査の西別府祭祀遺跡の石製模造品は、古代の水辺祭祀を考える上で大変貴重なものとして、以前から学術的な評価を得ていましたが、このたび、ようやく正式にその成果を発表する運びとなりました。

本書が埋蔵文化財保護、学術研究の基礎資料として、また埋蔵文化財の普及・啓発の資料として広く活用されることとなれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査及び報告書刊行に至るまで、文化財保護法の趣旨を尊重され御理解、御協力及び御指導を賜りました楢山林継氏及び國學院大學、並びに地元関係者には厚くお礼申し上げます。




平成23年7月

熊谷市教育委員会  
教育長 野原 晃

## 例 言

- 1 本書は、西別府遺跡群を構成する西別府祭祀遺跡の発掘調査（第1次）報告書である。  
西別府祭祀遺跡 埼玉県熊谷市西別府1575番地先（埼玉県遺跡番号59-001）
- 2 本調査は、西別府祭祀遺跡の学術目的の発掘調査であり、熊谷市教育委員会が実施した。
- 3 本事業の組織は、1章のとおりである。
- 4 発掘調査期間は、昭和38年4月4日～4月6日である。  
整理・報告書作成期間は、平成22年4月12日～平成23年7月31日である。
- 5 発掘調査の担当は、埼玉県文化財専門調査委員小澤国平（当時）が、整理・報告書作成事業は、熊谷市教育委員会吉野 健が担当した。
- 6 本書の執筆は、吉野が担当した。
- 7 写真撮影は、発掘調査を担当者が、遺物を吉野が行った。
- 8 石製模造品の一部の実測・トレース作業は、株式会社シン技術コンサルに委託した。
- 9 出土遺物は、熊谷市教育委員会で保管している。
- 10 発掘調査図面及び写真は、熊谷市立熊谷図書館所蔵の小澤国平文庫より提供を受け、挿図にはその旨を表記した。
- 11 本書の作成にあたり、下記の方々及び機関等からご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表します。  
（敬称略、五十音順）  
大野みどり、菅谷浩之、椛山林継、熊谷市立熊谷図書館、國學院大學、深谷市教育委員会、  
埼玉県教育局生涯学習文化財課

# 凡 例

- 1 挿図の縮尺は、各挿図中に示した。
- 2 挿図中、断面図に添えてある数値は標高を示している。なお、標高は、平面図等高線から推定した数値である。
- 3 挿図中の遺物の縮尺は、次のとおりである。  
土師器・須恵器・須恵系土師質土器・灰軸陶器…1/3  
土錘・土製品・石製模造品…1/2
- 4 遺物実測図の中で、中心線はすべて実線で示し、遺物観察表にできる限り残存率で示した。また、表現方法は、以下のとおりである。  
断面 土師器・須恵系土師質土器：白抜き  
須恵器：黒塗り  
灰軸陶器：  
土錘・土製品・石製模造品：白抜き  
器面 釉薬：  
底部調整 回転糸切り：
- 5 遺物実測図中の石製模造品の表裏は、任意に設定した。また、写真図版中の表裏は、遺物実測図に拠った。
- 6 遺物拓影図は、左に外面、右に内面を示した。
- 7 遺物観察表の凡例は、次のとおりである。  
法量の単位は、cm、gである。また、推定値は括弧付けで示した。  
胎土は、土器に含まれる鉱物等を以下の記号で示した。  
A…白色粒子 B…黒色粒子 C…赤色粒子 D…褐色粒子 E…赤褐色粒子 F…白色針状物質  
G…長石 H…石英 I…白雲母 J…黒雲母 K…角閃石 L…片岩 M…砂粒 N…礫  
焼成は、次のように区分した。  
A…良好 B…普通 C…不良
- 8 遺物観察表中の項目「出土トレンチ」において、トレンチ名以下の数字は、現場における取り上げ時に付した番号であると推測されるが、諸般の事情で現場図面を確認できなかったため、挿図中に記載できなかった。
- 9 写真図版の遺物縮尺は、すべて任意である。
- 10 遺物の色調は、『新版標準土色帖』（小山正忠・竹原秀雄編著、農林水産省農林水産技術会議事務局監修、財団法人日本色彩研究所色標監修、日本色研事業株式会社発行 1998年版）に照らし最も近似した色相を示した。

# 目 次

口 絵

序

例 言

凡 例

目 次

I	発掘調査の概要	1
1	調査に至る経過	1
2	発掘調査、報告書作成の経過	1
3	発掘調査、整理・報告書刊行の組織	2
II	遺跡の立地と環境	3
III	遺跡の概要	12
1	調査の方法	12
2	検出された遺物	12
IV	遺物	15
1	石製模造品	15
2	土器、土製品、土錘	40
V	調査のまとめ	44

## 挿図目次

第1図	埼玉県の地形図	3
第2図	周辺遺跡分布図	7
第3図	調査地点位置図、西別府遺跡群遺跡範囲図	10
第4図	耕地整理前の西別府祭祀遺跡周辺図（昭和30年頃）	11
第5図	調査地点地形図	13
第6図	調査区全測図、遺物分布図	14
第7図	石製模造品（1）馬形	18
第8図	石製模造品（2）馬形	19
第9図	石製模造品（3）櫛形	20
第10図	石製模造品（4）櫛形	21
第11図	石製模造品（5）有線門板形	22
第12図	石製模造品（6）有線門板形、有孔門板形	23
第13図	石製模造品（7）有孔門板形	24
第14図	石製模造品（8）有孔門板形	25
第15図	石製模造品（9）有孔門板形、勾玉形	26
第16図	石製模造品（10）勾玉形	27
第17図	石製模造品（11）勾玉形、剣形	28
第18図	石製模造品（12）剣形	29
第19図	石製模造品（13）剣形、その他	29
第20図	石製模造品（14）その他	31
第21図	石製模造品（15）その他	32
第22図	土器（1）	41
第23図	土器（2）、土製品、土鍾	42
第24図	第1次・第2次調査区位置図	54

## 表目次

第1表	石製模造品観察表	32
第2表	土器、土製品、土鍾観察表	42



# 図版目次

- 図版1 遺跡遠景（北西から）  
調査地点遠景（東から）
- 図版2 発掘調査作業風景（北から）  
Aトレンチ全景（東から）
- 図版3 Aトレンチ土層断面（東から①）  
Aトレンチ土層断面（東から②）  
Aトレンチ土層断面（東から③）  
Aトレンチ土層断面（東から④）  
Aトレンチ土層断面（東から⑤）  
Aトレンチ土層断面（東から⑥）
- 図版4 石製模造品（櫛形、有線円板形ほか）出土状況  
石製模造品（櫛形）出土状況  
石製模造品（有孔円板形ほか）出土状況
- 図版5 石製模造品、土器出土状況①  
石製模造品（馬形、櫛形、有孔円板形、勾玉形ほか）、土器出土状況②
- 図版6 石製模造品 馬形 第7図1～8、第8図9～19
- 図版7 石製模造品 櫛形① 第9図20～34、第10図35～37
- 図版8 石製模造品 櫛形② 第10図38～54
- 図版9 石製模造品 有線円板形① 第11図55～69
- 図版10 石製模造品 有線円板形② 第11図70～73、第12図74～80
- 図版11 石製模造品 有孔円板形① 第12図81～91、第13図92～97
- 図版12 石製模造品 有孔円板形② 第13図98～112、第14図113～118
- 図版13 石製模造品 有孔円板形③ 第14図119～142
- 図版14 石製模造品 有孔円板形④ 第14図143・144、第15図145～165
- 図版15 石製模造品 勾玉形① 第15図166～171、第16図172～183
- 図版16 石製模造品 勾玉形② 第16図184～195、第17図196～203
- 図版17 石製模造品 剣形① 第17図204～214、第18図215～225
- 図版18 石製模造品 剣形② 第18図226～238、第19図239～249
- 図版19 石製模造品 その他① 第19図250～259、第20図260～273
- 図版20 石製模造品 その他② 第20図274～282、第21図283～285
- 図版21 土師器 第22図1～25  
土師器、須恵器、須恵系土師質土器 第22図27・29、第23図30・33～37
- 図版22 須恵器 第22図28、第23図32  
須恵系土師質土器 第22図26  
灰軸陶器 第23図31  
土製品、土錘 第23図38～44

# I 発掘調査の概要

## 1 調査に至る経過

大場磐雄・小澤国平著「新発見の祭祀遺跡」(『史迹と美術』第338号、1963年)によると、昭和38年3月21日、当時熊谷市立南小学校の6年生であった日下部真利夫・関根武男両名が、湯殿神社殿裏の別府沼湧水地点の堀の底から、滑石製模造品約20点を発見した。そして、この滑石製模造品は、小澤のもとにもたらされた。その内容は、勾玉、円板、剣、馬、櫛等があり、5点の土鍾も含まれていた。小澤は、これらの遺物を明らかに祭祀遺物と判断し、現地調査の必要性を考えていた。一方、当時國學院大學教授であった大場磐雄は、同大学学生からこの情報を聞き、3月28日には現地を視察し、遺物の特殊性を鑑み調査の必要性を強く感じ小澤に伝えていた。

早速、熊谷市教育委員会は、発掘調査実施に向けての様々な打ち合わせを行い、文化庁へ昭和38年4月2日付け熊教社発第171号で埋蔵文化財発掘届を提出し、熊谷市教育委員会により学術目的の発掘調査が実施された。

調査は、大場の指導の下、小澤が担当者となり、國學院大學学生及び地元の中学生の協力を得て実施された。

調査に関わる発掘許可通知は、以下のとおりである。

昭和38年4月26日付け地文記第484号

## 2 発掘調査、報告書作成の経過

### (1) 発掘調査

西別府祭祀遺跡の発掘調査は、昭和38年4月4日から4月6日にかけて行われた。調査面積は、計29.75㎡で、石製模造品等が集中して出土した極小範囲である。

その調査方法は、人力によりトレンチを掘削し、土層を注意深く観察しながらの遺物の取り上げが中心であった調査で、地形図を含めてトレンチ内の遺物分布図等の簡易的な図面作成及び写真撮影が行われた。

### (2) 整理・報告書作成作業

本書の整理作業は、平成22年4月から平成23年7月にかけて実施した。

まず、遺物の注記、接合、復元作業を行った。その後、遺物の分類を行い、実測作業を開始した。また、これらと並行して遺構の図面整理を行った。

次に、土器等の遺物のトレース、拓本を採り図版を作成し、併せて遺構等のトレース・図版の作成を行った。そして、現場調査写真の整理・遺物写真撮影を行い、写真図版の割付をした。また、これと並行して原稿執筆を行った。

平成23年6月に、印刷業者の選定を行い、校正を経て、7月に本報告書を刊行した。

### 3 発掘調査、整理・報告書刊行の組織

主体者 熊谷市教育委員会

#### (1) 発掘調査

昭和38年度

教育長	若旅 進一
	柳 喜寿 (昭和39年1月～)
社会教育課長	長野 秋喜
	細見 大観 (昭和39年1月～)
社会教育課社会教育係長	岡部 清
社会教育振興係長	東 雅次 (昭和39年1月～)

#### (2) 整理・報告書作成

平成22年度

教育長	野原 晃
教育次長	藤原 清
社会教育課長	斉木 千春
社会教育課文化財保護担当副参事	小林 英夫
社会教育課副課長兼文化財保護係長	新井 端
副課長	出縄 康行
社会教育課文化財保護係主幹	吉野 健
主査	寺社下 博 (故人)
主査	鯨井 敬浩
主任	松田 哲
主任	蔵持 俊輔
主事	山下 祐樹

平成23年度

教育長	野原 晃
教育次長	藤原 清
社会教育課長	斉木 千春
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	根岸 敏彦
社会教育課副課長兼文化財保護係長	森田 安彦
副課長	出縄 康行
副課長	石井 茂
社会教育課文化財保護係主幹	吉野 健
主査	鯨井 敬浩 (～平成23年6月)
主査	松田 哲
主査	杉浦 朗子
主任	蔵持 俊輔
主事	山下 祐樹



次に、本報告遺跡を中心に歴史的環境について概観する（第2図）。

まず、旧石器時代から縄文時代であるが、この時期の遺跡の発見例はきわめて少ない状況である。旧石器時代で知られているのは、近くでは平安時代の住居跡の埋土中から出土した櫛挽台地東端にある籠原裏遺跡（2）の黒曜石製尖頭器の事例がある。また、江南台地の鹿嶋遺跡、向原遺跡、塩西遺跡（いずれも地図未掲載）などでは黒曜石製ナイフ形石器が出土している。

縄文時代になると、草創期では江南台地の船川遺跡（地図未掲載）などから多縄文系土器が採集されている。次の早期段階では、櫛挽台地北端にある深谷市東方城跡（3）において尖頭器が検出されている。一方、江南台地では際立って多くの遺跡が発見されており、住居跡が検出された集落遺跡には、南方遺跡、萩山遺跡、鹿嶋遺跡、野原宮脇遺跡（いずれも地図未掲載）などがある。

前期になると台地のみならず低地上にも出現しはじめ寺東遺跡（4）などの集落跡が確認されている。中期は、特に後半段階の加曾利E式期の遺跡が爆発的に出現するが、依然として櫛挽台地及び台地直下の低地上に集中している。

後期になると遺跡数は減少傾向ではあるが、徐々に低地へと進出をはじめ、本遺跡周辺では、中期と同様に集中して所在する。深谷市内においても、台地縁辺部及び台地下の低地上で遺跡が確認されている。

晩期になると、さらに遺跡数が減少し、市内においては非常に少ないが、低地の自然堤防上に進出した遺跡が目立つようになる。市東部の妻沼低地に位置する上之地区で安行式土器が検出されている程度である。深谷市では、低地においていくつかの遺跡が確認されているが、上敷免遺跡（5）では晩期終末の浮線文土器片が多数検出されており、また、市東部妻沼低地の前中西遺跡（地図未掲載）の包含層中及び他時期の遺構からも浮線文土器が検出されている。これは、次の弥生時代が始まる以前に人々が低地に進出してきた証であり、次代へのつながりが看取できる。

弥生時代については、深谷市において妻沼低地の上敷免遺跡の包含層から県内初の前期遠賀川式土器の胴上半破片が出土している。その後、中期に至ると多くの遺跡の存在が確認されるようになる。中期以降の集落は、櫛挽台地上及び台地下の自然堤防上に営まれている。市内では三ヶ尻遺跡（6）に含まれる三ヶ尻上古遺跡、平戸遺跡（地図未掲載）、横間栗遺跡（7）、飯塚遺跡（8）、飯塚南遺跡（9）、飯塚北遺跡（地図未掲載）、深谷市では上敷免遺跡などであり、飯塚遺跡を除きいずれも再葬墓が検出された遺跡である。横間栗遺跡は、前期末から中期中頃の再葬墓が16基発見され、この一括資料は1999年3月に埼玉県指定文化財となっている。この横間栗遺跡に近接する関下遺跡（10）では中期中頃の住居跡が確認され、隣接する石田遺跡（11）とともに集落域の広がりを想起させる遺跡である。

一方、市内東部の低地上では、水稲耕作を基盤とした本格的な集落が営まれ、池上遺跡（地図未掲載）は環濠集落として知られている。また、小敷田遺跡（地図未掲載）では関東地方で最も古い段階の須和田式期の方形周溝墓が確認されている。

中期後半には、市内では妻沼低地の北島遺跡（地図未掲載）や前中西遺跡で集落が確認されており、深谷市のやはり妻沼低地では、宮ヶ谷戸遺跡（12）や上敷免遺跡で集落が確認されている。北島遺跡では中期後半で集落が途絶えてしまうが、前中西遺跡では後期にかけて継続的に集落が営まれる。また、北島遺跡においては住居跡内から土器棺墓が確認されるものの他の墓制は不明であるが、一方、前中西

遺跡においては、土器棺墓・方形周溝墓・木棺墓と3タイプの墓制が確認されている。

後期中頃から終末にかけては、少ないものの低地上各地に遺跡が見られる。市内弥藤吾新田遺跡(13)、中条糸里遺跡(地図未掲載)に含まれる東沢遺跡、行田市池守遺跡(地図未掲載)が存在する。東沢遺跡・池守遺跡では吉ヶ谷式土器が、弥藤吾新田遺跡では南関東系の弥生町式土器が出土している。

古墳時代になると、古墳は台地・自然堤防等の微高地に形成され、集落は台地のみならず低地の自然堤防上にも活発に営まれるようになり、次第に遺跡数も増加傾向にある。前期の遺跡は特に低地における確認例が増え、本遺跡周辺では、市内は横間渠遺跡、根絡遺跡(14)、中耕地遺跡(15)、一本木前遺跡(16)、深谷市は明戸東遺跡(17)、東川端遺跡(18)、宮ヶ谷戸遺跡、上敷免遺跡などがある。北部や東部まで広く見てみると、市内では池上遺跡、中条糸里遺跡に含まれる東沢遺跡、北島遺跡、前中西遺跡、藤之宮遺跡(地図未掲載)、弥藤吾新田遺跡が知られるほか、行田市池守遺跡、小敷田遺跡などが知られる。集落では、北島遺跡においては弥生時代に続いて大規模な集落が営まれており、東沢遺跡とあわせて河川跡から鋤・鍬をはじめとした多量の木製農具が出土した遺跡として知られる。さらに、北島遺跡では東海地方にその系譜が求められるパレス壺や高環が多く見られ、近接する小敷田遺跡においても畿内や東海地方などの外来系の土器が多数出土している。一方、台地や丘陵上の集落は、江南台地の姥ヶ沢遺跡、行人塚遺跡(いずれも地図未掲載)、比企丘陵の釜場遺跡(地図未掲載)などで住居跡が検出されており、姥ヶ沢遺跡の住居跡からはミニチュア土器が数多く集中して検出されるなどの特徴がある。墓域の存在としては、一本木前遺跡、上敷免遺跡、東川端遺跡などで方形周溝墓群が確認されている。一本木前遺跡では、住居跡とともに一辺が11.72～17.40mを測る巨大な方形周溝墓が4基検出されており、第2号方形周溝墓の主体部からは、緑色凝灰岩製管玉とともに翡翠製の勾玉が出土している。また、東川端遺跡においても巨大な方形周溝墓が検出されており、特に第2号方形周溝墓からはパレス壺が出土している。これら方形周溝墓も古墳の出現とともにその影響を受け、江南台地では埼玉県指定史跡である塩古墳群I支群(地図未掲載)の前方後方墳や方墳などのように古墳が定着する過渡期の墳墓が出現する。

中期の様相は、他の時期と比べて不明な点が多いが、集落が大規模に展開していくのは中期後半以降となるようである。市内では北島遺跡、中条遺跡(地図未掲載)、藤之宮遺跡、前中西遺跡など、深谷市では森下遺跡(地図未掲載)などで遺構・遺物が検出されている。藤之宮遺跡では溝跡から水辺の祭祀に使用されたと考えられる高環・甕を中心とする土器群がほぼ完形に近い状態でまとまって検出されている。隣接する前中西遺跡では、住居跡が4軒検出され、高環を主体にして比較まとまって土器が出土している。また、森下遺跡では住居跡が8軒検出されており、大型住居跡を中心に配置されている。

一方、古墳に目を転じてみると、数こそ少ないが、妻沼低地の福川の自然堤防上に市指定史跡である横塚山古墳(19)が存在する。これは、B種横刷毛の埴輪をもつ前方後円墳(後円部は一部欠損)である。

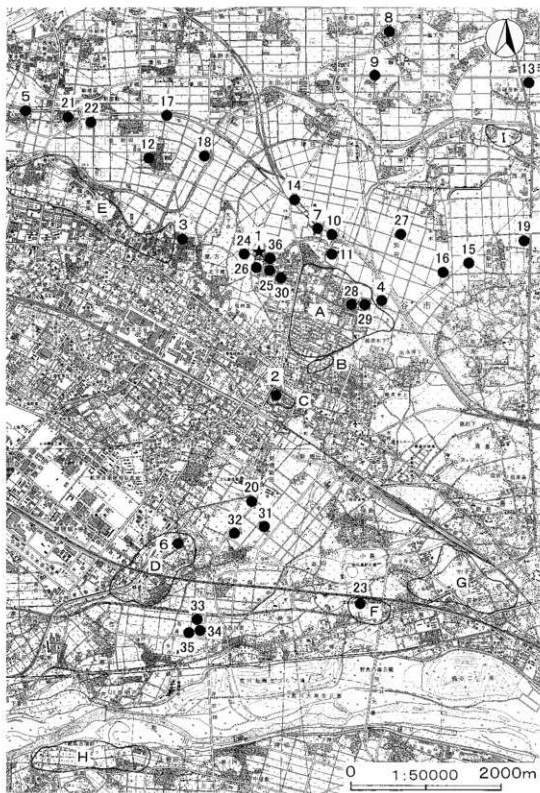
後期になると遺跡数は爆発的な増加をみる。集落は台地ばかりでなく自然堤防上にもさらに積極的に進出を図っていったようであり、奈良・平安時代へと継続して展開する大規模なものが多く見受けられる。市内では江南台地の本田東台遺跡(地図未掲載)、櫛挽台地の三ヶ尻遺跡、新荒川扇状地の樋の上遺跡(20)、妻沼低地の本郷前東遺跡(21)、新屋敷東遺跡(22)、一本木前遺跡、飯塚南遺跡などをはじめ数多くの遺跡が確認されている。本田東台遺跡では奈良時代までの住居跡が70軒以上検出されて

いる上に、古墳時代後期の製鉄関連の住居跡の存在から、当該期における鉄器の生産と消費との関係を示すものとして注目される。種の上遺跡では平安時代までの住居跡が150軒以上検出されている。一本木前遺跡では古墳時代後期を中心に奈良・平安時代の住居跡が450軒以上も検出されており、河川の氾濫にもかかわらず同じところに累々と集落が営まれている状況が確認されている。また、同じく後期の祭祀跡も発見されている。

一方、古墳を見てみると群を形成して築造されているのがわかる。比企丘陵の塩古墳群、江南台地の瀬戸山古墳群、野原古墳群、立野古墳群（いずれも地図未掲載）、櫛挽台地の別府古墳群（A）、在家古墳群（B）、籠原裏古墳群（C）、三ヶ尻古墳群（D）、深谷市木の本古墳群（E）、新荒川扇状地の広瀬古墳群（F）、石原古墳群（G）、肥塚古墳群（地図未掲載）、荒川右岸の段丘堆積層上の村岡古墳群（地図未掲載）、埼玉県指定史跡の深谷市鹿島古墳群（H）、妻沼低地の中条古墳群（地図未掲載）、上之古墳群（地図未掲載）、上江袋古墳群（I）など数多くが分布する。これらは概ね6世紀から7世紀ないしは8世紀初頭にかけて形成された古墳群である。市内において特筆すべき古墳を挙げると、籠原裏古墳群は川原石乱石積の胴張型横穴式石室を有する古墳群であるが、7世紀末の築造と考えられる八角形の墳形をもつ古墳の存在が知られており、終末期の古墳の様相、さらには幡羅郡の郡寺的な機能を有すると考えられている8世紀前半創建の西別府廃寺という初期寺院との関係においても見逃すことのできない発見である。広瀬古墳群中の宮塚古墳（23）は、上円下方墳という特異な墳形を今に残し熊谷市唯一の国指定史跡として知られている。肥塚古墳群では、川原石乱石積と角閃石安山岩切組積の2種類の胴張型横穴式石室をもつ古墳が確認されており、前者は荒川水系の石材、後者は利根川水系の石材と判断され非常に興味深い様相を呈している。中条古墳群中の鐘塚古墳（地図未掲載）は全長43.8mの帆立貝式前方後円墳で、須恵器高坏型器台等（県指定文化財）を伴う墓前祭祀跡2か所が確認されており、築造年代は、5世紀末～6世紀初頭に比定されている。同古墳群の大塚古墳（地図未掲載）は大型の胴張型横穴式石室をもち、側壁に角閃石安山岩、奥壁・天井石に緑泥片岩を使用しており、7世紀前半に比定されている。野原古墳群中の野原古墳（地図未掲載）は凝灰岩切石の横穴式石室2基をもつ前方後円墳で、全国的にも著名な踊る男女の埴輪など多くの埴輪が出土しており、6世紀後半から末に比定さ

## 第2図掲載遺跡一覧表

- |    |         |    |         |    |        |    |        |    |        |    |      |
|----|---------|----|---------|----|--------|----|--------|----|--------|----|------|
| 1  | 西別府祭祀遺跡 | 2  | 籠原裏遺跡   | 3  | 東方城跡   | 4  | 寺東遺跡   | 5  | 上敷免遺跡  |    |      |
| 6  | 三ヶ尻遺跡   | 7  | 横間栗遺跡   | 8  | 飯塚遺跡   | 9  | 飯塚南遺跡  | 10 | 関下遺跡   | 11 | 石田遺跡 |
| 12 | 宮ヶ谷戸遺跡  | 13 | 弥藤吾新田遺跡 | 14 | 根絡遺跡   | 15 | 中耕地遺跡  | 16 | 一本木前遺跡 |    |      |
| 17 | 明戸東遺跡   | 18 | 東川端遺跡   | 19 | 横塚山古墳  | 20 | 種の上遺跡  | 21 | 本郷前東遺跡 |    |      |
| 22 | 新屋敷東遺跡  | 23 | 宮塚古墳    | 24 | 幡羅遺跡   | 25 | 西別府廃寺  | 26 | 西別府遺跡  |    |      |
| 27 | 別府条里遺跡  | 28 | 別府城跡    | 29 | 別府氏館跡  | 30 | 西別府館跡  | 31 | 黒沢館跡   |    |      |
| 32 | 若松遺跡    | 33 | 社裏北遺跡   | 34 | 社裏遺跡   | 35 | 社裏南遺跡  | 36 | 西方遺跡   |    |      |
| A  | 別府古墳群   | B  | 在家古墳群   | C  | 籠原裏古墳群 | D  | 三ヶ尻古墳群 | E  | 木の本古墳群 |    |      |
| F  | 広瀬古墳群   | G  | 石原古墳群   | H  | 鹿島古墳群  | I  | 上江袋古墳群 |    |        |    |      |



第2圖 周辺遺跡分布圖



れている。同じく江南台地の東端に所在する古墳として、全長75mの前方後円墳とうかん山古墳、直徑90mの円墳甲山古墳（いずれも地図未掲載）が知られる。いずれも首長墓の系譜をたどることができる可能性を持つ古墳であり、甲山古墳は埼玉県下第2位の規模を誇る大型円墳である。

生産遺跡については、江南台地の権現坂埴輪窯跡群、姥ヶ沢埴輪窯跡群（いずれも地図未掲載）が存在する。両遺跡とも多数の窯跡、工房跡、粘土採掘坑が検出されている。

奈良・平安時代には、この地域も律令制に組み込まれていき、市内には幡羅郡、男衾郡、大里郡、埼玉郡の4郡が存在していたとされる。本遺跡周辺一帯はそのうちの幡羅郡に属し、現在の市西部及び北部、深谷市東部の一帯が該当すると考えられている。幡羅郡は、上秦、下秦、広沢、荏原、幡羅、那珂、霜見、余部の八郷からなる中郡である。

前述したとおり、古墳時代後半に自然堤防上の微高地に形成された集落の多くは、増減はするものの奈良・平安時代へと継続されていき、また規模の大きいものが多い。このころの中心的集落遺跡は妻沼低地の北島遺跡にみられる。300軒以上の住居跡が検出されている大規模集落である。7世紀から9世紀を中心に12世紀さらには中世にまで及ぶ集落であり、大規模な掘立柱建物跡・道路状遺構・河川跡等様々な遺構と遺物が検出されている。また、9世紀前半には二重の溝で区画され、区画内に大型の掘立柱建物跡と少数の竪穴住居跡で構成される地区が登場している。この区画施設は、10世紀前半には位置を変え、11世紀前半には消滅する。つまり、北島遺跡は地域の核となる典型的律令集落である。さらには7世紀末から8世紀初頭頃の出挙木簡を出土した小敷田遺跡、整然と配された9世紀代の掘立柱建物跡群が検出された池上遺跡も存在する。また、諏訪木遺跡（地図未掲載）では、古墳時代後期から平安時代にかけての祭祀が行われた河川跡が検出され、玉類、被熱した銅碗、さらには倉串・人形等の木製祭祀具などを使った水辺の祭祀が行われていたことが確認されたほか、平安時代の溝に区画された集落跡や大型の掘立柱建物跡群、多数の灰釉陶器や緑釉陶器が検出されるなど官衙の様相が看取でき、本報告の西別府祭祀遺跡と同様に注目すべき遺跡である。

そして、集落以外の遺跡では、櫛挽台地北東端には本遺跡に隣接して深谷市幡羅遺跡(24)が存在する。この幡羅遺跡は東西500m、南北400mの範囲をもつ幡羅郡家跡であり、これまでに郡庁を除く正倉院、館、厨家、曹司、道路などの施設が検出されている。7世紀後半、小規模な倉庫などの掘立柱建物が建てられ、7世紀末には主要な施設が整えられていったようである。8世紀末には正倉の掘立柱建物から礎石建物への建て替えや敷地の拡張などが行われ、9世紀後半には二重溝と土塁による区画施設が遺れ郡家の様相も大きく変化する。この施設は、10世紀前半または中頃の正倉院の廃絶後の11世紀前半まで存続していたとされ、これが郡家の終焉と考えられている。また、この幡羅遺跡の周辺には、本報告の西別府祭祀遺跡、そして西別府庵寺(25)、西別府庵寺(26)が存在し、郡家との関連で注目されている。西別府庵寺は、郡司が創建に関わったとされる県内でも古い寺院であり、基壇建物跡、寺域を区画する溝跡、瓦溜り状遺構などが検出され、多数出土している軒丸瓦や軒平瓦などから9世紀後半まで存続していたと考えられている。西別府祭祀遺跡は、7世紀中頃から11世紀頃まで湧泉で行われた水辺の祭祀跡であり、馬形・櫛形・有孔円板形・有線円板形などの石製模造品をはじめ、墨書土器などの土器が多数検出されており、祭祀具や場所を時代とともに変えて祭祀が継続的に行われていたと考えられる。また、本遺跡北西の妻沼低地上の本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡では、河川跡の縁辺部で7世紀

前半の土器と共伴する櫛形・剣形・有孔円板形・有線円板形石製模造品が出土し、集落内の祭祀跡においても、櫛形・有線円板形・有孔円板形・勾玉形・剣形の石製模造品が出土しており、水利にかかわる再生を祈願した水の祭祀と理解され、本遺跡とは、「水の祭祀」という共通性と、本遺跡に続く前段階の時期のものとして注目される。

なお、西別府遺跡は、幡羅遺跡、西別府廃寺、西別府祭祀遺跡に挟まれる空間地の遺跡であり、最近この空間地に郡家の郡庁が存在するのではないかと注目されている。さらに、これらの遺跡が所在する台地下の低地には、同郡に属する別府条里遺跡(27)が所在し条里制に関わる遺構の痕跡をとどめている。条里跡の存在については、同じく幡羅郡に属する市東部の中条条里遺跡(地図未掲載)、埼玉郡に属する行田市小敷田条里遺跡、南河原条里遺跡(いずれも地図未掲載)、大里郡に属する市南東部の大里条里遺跡(地図未掲載)などが所在する。

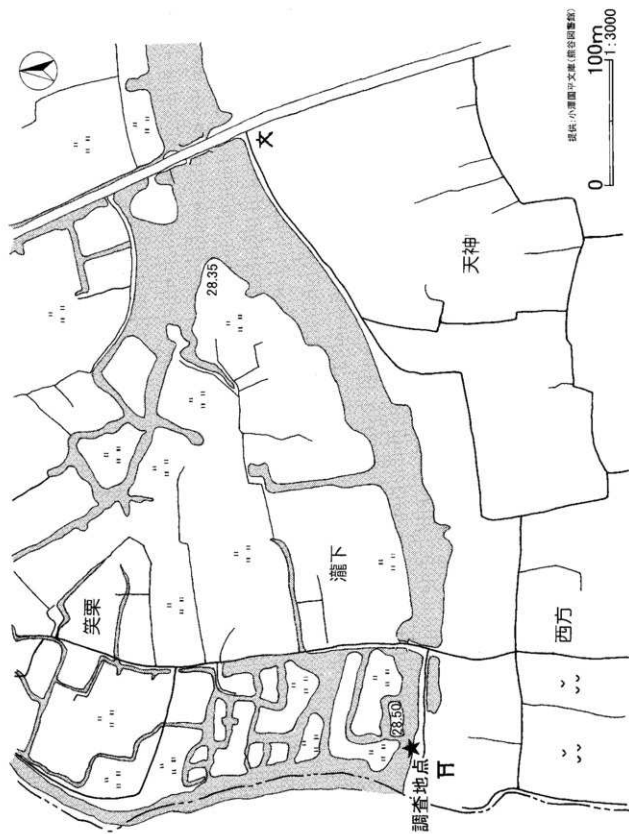
一方、男衾郡に属する江南台地には8世紀前半に創建された寺内廃寺(地図未掲載)が所在する。本格的伽藍配置が確認され、瓦のほか、「花寺」、「石井寺」、「東院」などの寺の名称や施設に関連する墨書土器、塑像破片、鉄釘などの金属製品などが出土し、最盛期は9世紀後半と考えられている。同じく江南台地の東端には、生産遺跡として目白坂瓦窯跡(地図未掲載)が所在する。これは、瀬戸山古墳群(地図未掲載)の盟主墳と考えられる前方後円墳伊勢山古墳の調査時に発見されたが、現在のところ本窯製瓦の供給先は不明である。

平安時代末から中世になると、武蔵七党やその他の在地武士団の館跡が散在するようになるが、実態については不明なものが多い。本遺跡の近辺の櫛挽台地には別府城跡(28)、別府氏館跡(29)、西別府館跡(30)、市東部の妻沼低地には中条氏館跡、成田氏館跡、熊谷氏館跡、市田氏館跡、久下氏館跡(いずれも地図未掲載)などがある。別府城跡は別府氏の居館で、現在でも土塁と空堀が良く残っている。西別府館跡は、以前は土塁を一部残す状態であったが、現在は石標が存在を示すのみである。また、新荒川扇状地にある三ヶ尻地区には、黒沢館跡(31)、樋の上遺跡、若松遺跡(32)、社裏北遺跡(33)、社裏遺跡(34)、社裏南遺跡(35)といった土坑墓が多数検出された遺跡など、多くの中世遺跡や遺物が確認されている。特筆すべきは黒沢館跡で、発掘調査により出隅をもち全周する堀と土塁、虎口などが検出され、渡辺崋山が記した文献である『訪蹊録(ほうへいろく)』にある「黒沢屋敷」と調査成果が一致するという大変貴重な例である。ところで、中世に関しては依然として資料がまだまだ不足している状態で、今後の資料の蓄積に期待されるといった状況である中で、江南地区には鎌倉時代初期から信仰心の厚い有力な武士が居住していたことが分かる重要な資料が残っていることが注目される。それは、板石塔婆の存在であり、最も古い年号をもつ嘉禄三年(1227年)銘の陽刻阿弥陀三尊像板石塔婆(県指定文化財)をはじめ、安貞二年(1228年)銘阿弥陀一尊種子板石塔婆、寛喜二年(1230年)銘陽刻阿弥陀三尊など多数の板石塔婆の存在が確認されている特異な地区である。

最後に、近世については、本遺跡の東に隣接し櫛挽台地北東端に所在する西方遺跡(36)で、土坑墓群が検出されているほか、西別府廃寺内に検出された土坑群や竪穴遺構からは近世の陶磁器、瓦質土器、瓦、古銭などが出土している。近世についても中世と同様に、市内において調査例がみられるものの、不明な点が多いといった実態である。



第3図 調査地点位置図、西別府遺跡群遺跡範囲図



第4図 耕地整理前の西別府祭祀遺跡周辺図（昭和30年頃）

## III 遺跡の概要

### 1 調査の方法

発掘調査の方法は、トレンチを設定し、人力による手掘り作業で行った。トレンチは、Aトレンチ：1.5m×10mを中央にして、南にBトレンチ：2.0m×6.75m、北にCトレンチ：0.5m×2.5mを拡張する形で、調査区を設定した。

手掘り作業をしつつ、遺物分布図の実測をし、遺物の取り上げ、写真撮影等の作業を行った。なお、実測作業を行うにあたっては、標高については台地上標高32.6mを0mにして基準とし、その比高差により測量を実施し土層断面図を作成し、一方、地形図、トレンチ位置図及び遺物分布図は平板測量により実測を行った。

なお、調査区は、当時4月中旬頃には水中に没する状況であった。

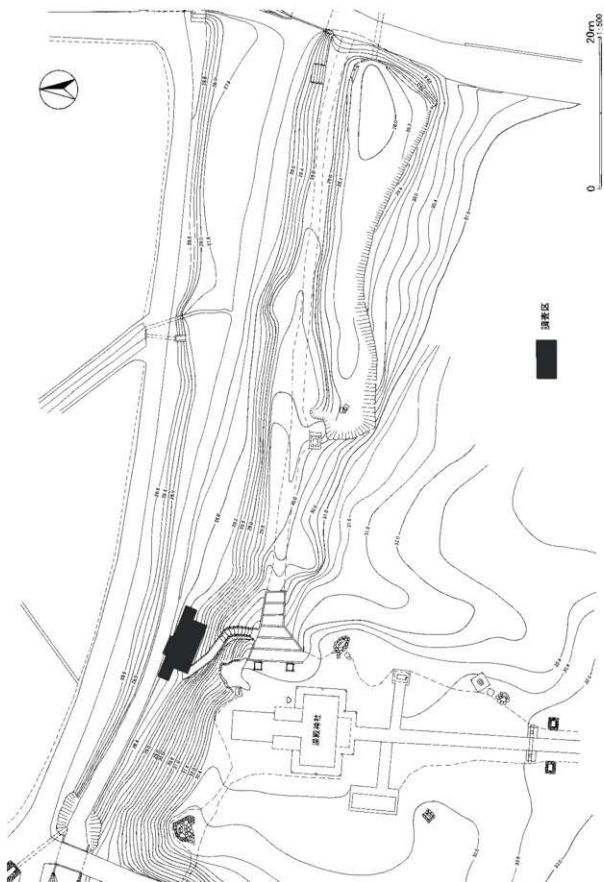
### 2 検出された遺物

発掘調査では、遺構は検出されず、遺物が検出されただけであった。遺物は、地山である粘土層を貫く湧水が噴出する穴（湧泉）に堆積する砂層、及びその上層の堀の堆積土である黒色砂層及び砂土層より多数検出されている。その遺物は、石製模造品が主体で、わずかに土器、土鍾などの土製品が検出されている。

石製模造品は、製作途中の未成品や製作時破片等を含めると総数にして600点を超える。そのうち図示したものは、合計285点である。種別をみると、馬形、櫛形、有線円板形、有孔円板形、勾玉形、剣形が検出され、完形品の点数は少なく、一部欠損したり、一部のみ残存するものが多くみられる。

土器は、土師器、須恵器、須恵系土師質土器、灰釉陶器がみられる。時期については、古墳時代後期（飛鳥時代）から平安時代までみられ、7世紀後半から8世紀初頭までのものが大半であるが、9世紀末から10世紀代のものが若干検出されている。器種は、土器の種類に関係なく、環及び椀が主体で、供膳具がほとんどである。

土製品は、つまみ状の土製品、土製玉、そして土鍾が検出されている。



第5図 調査地点地形図



## IV 遺物

第III章の2で記述したとおり、遺構は検出されていない。石製模造品を主体にし、土器等がわずかに検出されているのみである。出土位置をみると、出土トレンチごとの検出点数はAトレンチが最も多い。全トレンチを通してみると、Aトレンチの中央部及びB・CトレンチのAトレンチ中央部寄りに集中して検出されている。その範囲は、おおよそ2.5m四方である。

### 1 石製模造品

石製模造品、製作途中の未成品、製作時の石材破片等は、前述のとおり総数にして600点以上検出したが、図示した285点のうち、形状が判別できたものが249点を数える。その内訳は、馬形19点、櫛形36点、有線円板形23点、有線円板形88点、勾玉形38点、剣形45点である。

一方、その他としたものは、はっきりと形状の判別ができなかったもの、未成品、素材と推定できるものが含まれる。

#### 馬形（第7・8図、第1表）

馬形は19点検出されているが、いずれも裸馬を模している。形態は様々で、頭部については、丸くつくるもの（1・3・4・6）、三角形状につくるもの（5・7～9）、丸みをとったやや方形につくるもの（10～12）におおむね大別できる。胴部は、おおよそ直線的で尾部がすばまる形であるが、大別すると、腹部が張るもの（1～4・6～9・12～15・17・18）、腹部が張らず直線のもの（5・10・11・16・19）である。

大きさは、全長が判別、推定できるもので、9が長さ14cmを超える大型である以外は、おおむね6～8cmに収まるものである。

攻玉については、形割、整形後丁寧に研磨されているものが大半だが、3・7は丁寧に仕上げが成されていない。

形状の特徴としては、3は片面に眼の表現と思われる未貫通の穿孔がある。

なお、9は従来馬形とされているものであるが、石材が他と異なり褐色を呈し、丁寧に研磨がなされ、その形状は直刀に似て、その柄部分のようである。

#### 櫛形（第9・10図、第1表）

櫛形は36点検出されているが、いずれも横櫛を模している。形態は、肩部に丸みをもたすものが大半で、肩部が角張るもの（31・37）が一部みられる。また、肩部に丸みをもたすもののうち大きく肩を落とす形状のもの（23・30・34）もみられる。なお、大半が横長もしくはそれと推定できるものであるが、21・35は横幅がやや寸詰まりの小振りなものである。

攻玉については、ほぼ全個体が形割、整形後丁寧に研磨されている。

歯の挽きだし位置を決める切通し線の線刻は2種みられ、ほとんどが背の上縁及び側面端に平行するものだが、21は、切通し線が背の上縁に平行して一直線に両端へ伸びるタイプである。挽きだされた歯の間隔は、幅が比較的広いもの（25・32・49・51・54）や、22・31のように幅が狭く緻密なものもみられる。

なお、全体がわかるほぼ完形のもの、20～22・24だけである。



#### 有線円板形 (第11・12図、第1表)

有線円板形は23点検出されている。形態は、ほぼ円形もの(58・66～68・75)と、縦長もしくは横長の楕円形のものが見られる。

形態や線刻の方法から、おおむね3種類に分類される。すなわち、中央の穿孔(貫通・未貫通)から放射状線刻(55・56・58～62・68)、中央の円線刻から放射状線刻(63・64)、中央で交差する放射状線刻(65～70・74・75)のものである。なお、57は片面のみ中央からずれる位置に未貫通の穿孔があり、中央で交差するものに分類した。

線刻の本数は、中央で交差するものがおおむね十字にもう一本斜めに入れる計4本であるほかは、まちまちである。また、線刻は両面に施されるものが大半である。

攻玉については、ほぼ全個体が形削、整形後丁寧に研磨されているが、55・60・67は、さほど丁寧な研磨が施されていない。

58・64・66・67・75は、ほぼ完形のものである。

#### 有孔円板形 (第12～15図、第1表)

有孔円板形は88点検出されており、石製模造品のうち、最も多く検出されている。形態は、ほぼ円を描くものではなく、楕円形、三角形状、不整形とさまざまである。

大きさは、全体の大きさが判別できるものに限ってはあるが、81・82のような大型なもの以外は、3.5cm～4.5cmの収まるものである。

攻玉については、形削、整形後丁寧に研磨されているもの、研磨せず整形後そのまま自然面を利用して穿孔してあるものとさまざまである。端部の整形については、遺存状態の問題か81・82・85・87・89・91を除いては、丁寧に研磨を施した痕跡が認められない。

なお、大小にかかわらず貫通穿孔した個体について有孔円板形としたが、125は未貫通の穿孔である。

残存状況は、端部の整形から遺存状態を把握するに過ぎないが、ほぼ全周研磨が確認できる87・89を除いて、完形といえるものは認められない。

#### 勾玉形 (第15～17図、第1表)

勾玉形は38点検出されており、石製模造品のうち、第3位の検出量である。形状分類にあたって、勾玉特有の頭部穿孔、弧を描き先端がとがる尾部を有することを判断基準にした。

形態は、典型的なC字形(166～171・178～181・183～188・190・196～198)とC字形に湾曲せず直線的なもの(172～174・193・195・199・200・202)におおむね分類される。174・186・187は、頭部から尾部までほぼ同じ幅でつくられたものである。

大きさは、全体の大きさが判別できたもので、171・172が全長6.5cm以上とやや大型品である。また、168・169は全長3.5cm前後とやや小ぶりである。また、193は推定全長が3.0cmと最も小型品である。

攻玉については、形削、整形後丁寧に研磨されているものが大半だが、166・170・172・173・180・183・188は、丁寧に研磨が認められない。

なお、173は頭部の穿孔が貫通せず、かつ両側からの穿孔位置が一致していない。

ほぼ完形の167～169の3点以外は、一部欠損、頭部付近のみ、尾部付近のみ遺存するなどが大半を占める。

### 剣形 (第17～19図、第1表)

剣形は45点検出されており、石製模造品のうち、第2位の検出量である。形態分類にあたっては、先端が先細りになる切先を作り出すもの、これに準ずるもの、切先は欠損しているが剣の刃部断面がひし形を呈するものを剣形として分類した。

形態は、尖頭器のように切先及び基部がすばまるもの (204～211・214・217～219・229・231・234・235・238・242)、切先だけすばまるもの (212・215・216・236・237・239) におおむね分類される。一方、断面形についても、ひし形を呈するもの (209・210・212～214・216～218・228)、方形を呈するもの (207・221～229・231～236・238・243・244・247)、細身で断面形が円形を呈するもの (248・249) などさまざまである。

大きさは、全長が5cm以上、またはそれと推定される大型品 (204～209・219・237) 以外は、おおむね3.0cm～4.5cmに収まるものが大半である。

攻玉については、204・205・207・220・221・232・243・248・249は、形割、整形後全面丁寧に研磨されている。その他は、形割・整形のままのものや形割後の自然面のまま使っているものと考えられるものである。

遺存状態については、完形と断定できるものは205だけで、ほとんどが欠損した状態である。ただし、明らかに切先部のみのもの (220・240)、切先先端や基部が欠損するもの (209・212～214・218・219・221～225・227～232・241・244～247) を除き、欠損しているかにも見えるものは、その状態で製品とも判断できる。

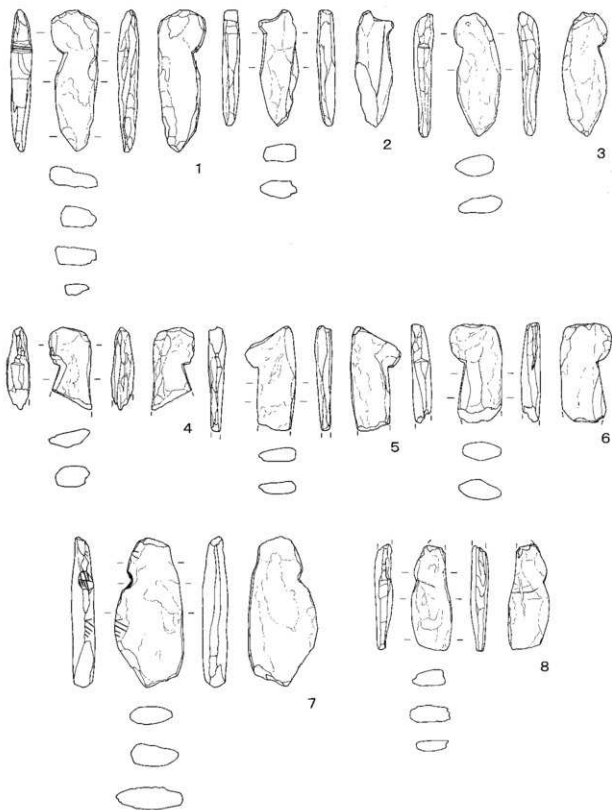
### その他 (第19～21図、第1表)

その他としたものは、図示したもので35点を数える。前述のとおり、はっきりと形状の判別ができなかったもの、未成品等がある。なお、図示したものは、明らかに加工された痕跡を残すもの、何らかの形作を複製する意図が推定できる未成品を選択した。

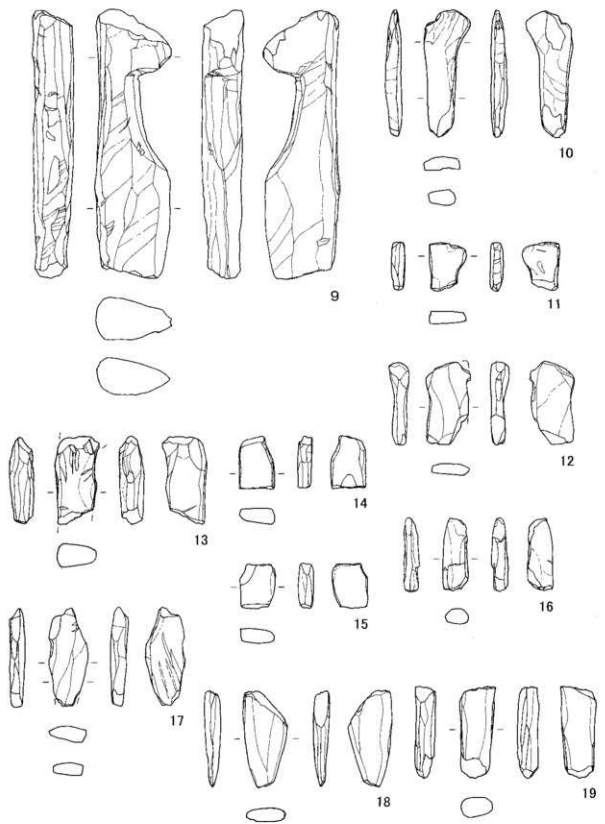
まず、はっきり判別できないが形状が想定できるものを一括する。251は馬形、253は楕形、259・265・266は有孔円板形、254～258・264は有線円板形または有孔円板形、265・267は勾玉形、251・270～273は剣形である。なお、251・265は、形状の可能性を示した。

未成品を一括する。250は馬形、252は楕形、254・255・260・261・281～284は有線円板形または有孔円板形、262は有孔円板形、269は勾玉形である。

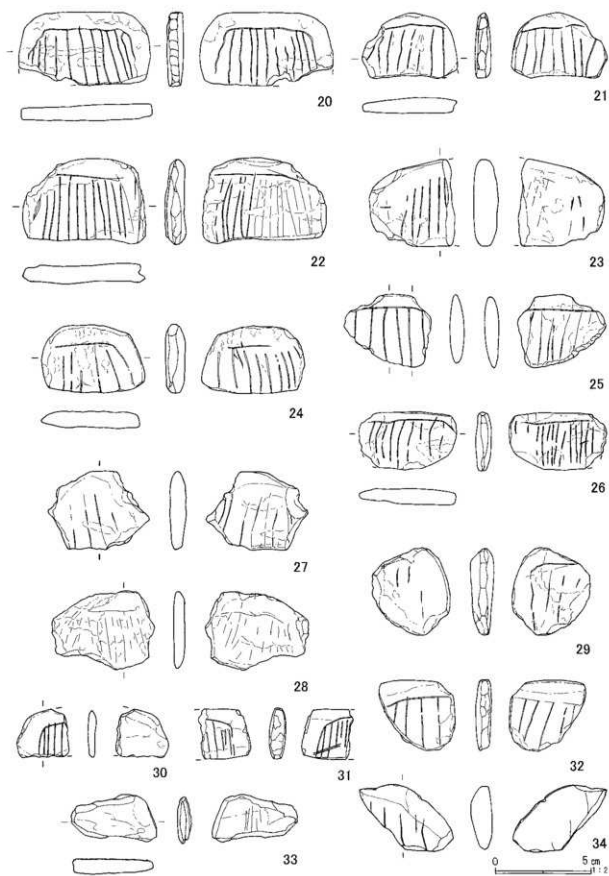
268・274～280は、形状が判別できないものを一括する。いずれも何らかの成形や研磨が認められたものである。268は勾玉形の尾部先端状の形状で、片面及び平坦な側面は研磨が施されている。274は短冊状で、側面及び片面に研磨が施されている。275は舌状で、側面及び片面に研磨が施されている。276は断面が菱形状で、剣形の一部の可能性も考えられる。両面とも比較的丁寧に研磨されている。277は欠損部 (2面) 以外の側面が丁寧に面取りされ、研磨が施されている。278は一側面が斜めにカットされ、丁寧な研磨が施されている。279は整形後自然面をそのまま使ったものであるが、剣形の可能性も考えられる。280は三角形形状を呈し、側面2面に平坦面を作り、もう1面は刃部状になる。平坦な一側面以外の面は、すべて丁寧に研磨が施されている。



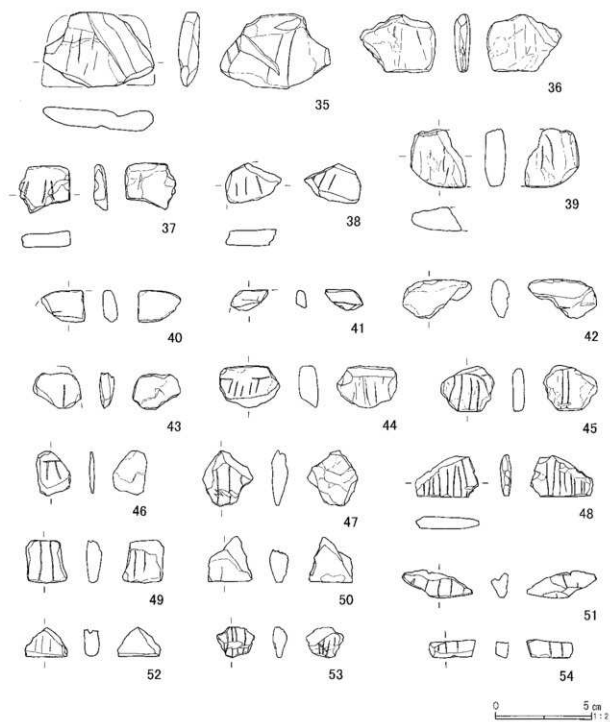
第7圖 石製模造品（1）馬形



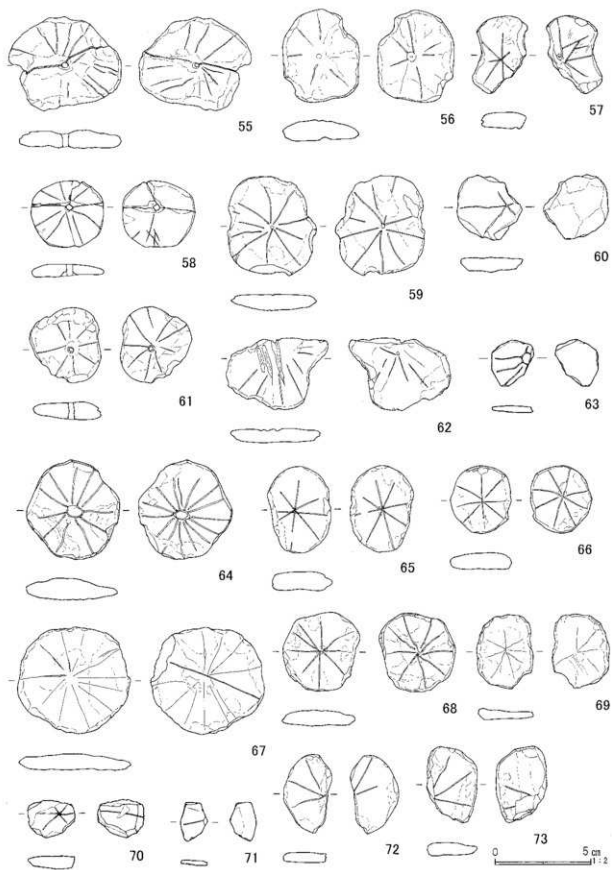
第8圖 石製模造品(2)馬形



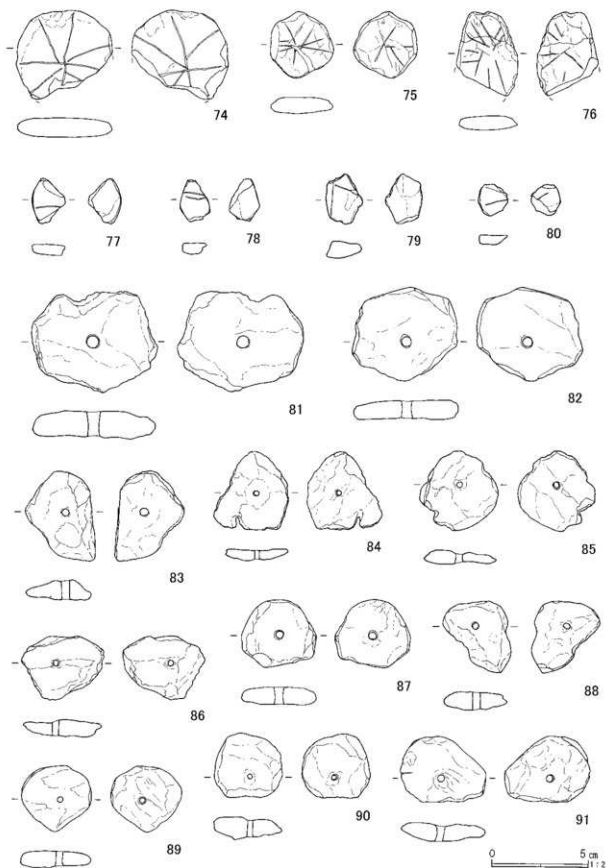
第9図 石製模造品(3) 櫛形



第10圖 石製模造品(4)櫛形

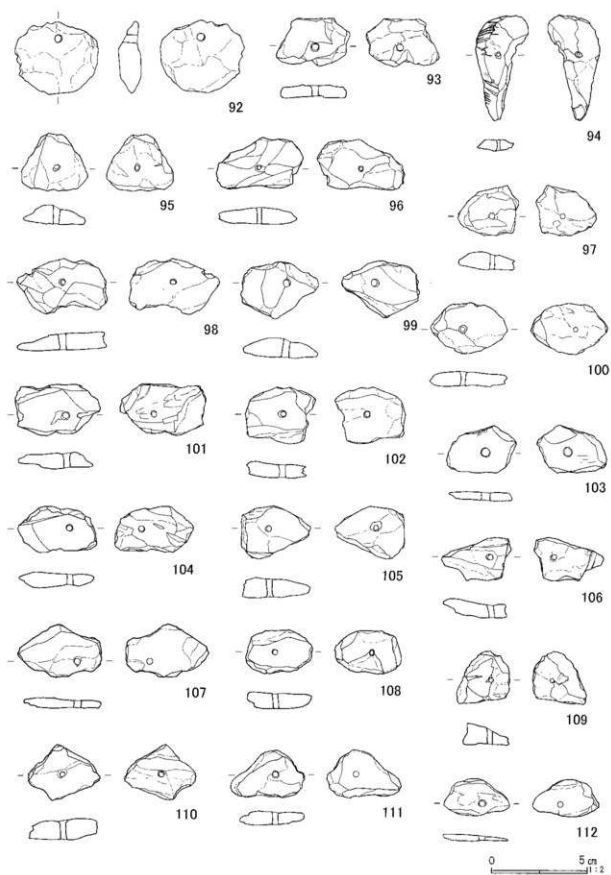


第11圖 石製模造品 (5) 有線円板形

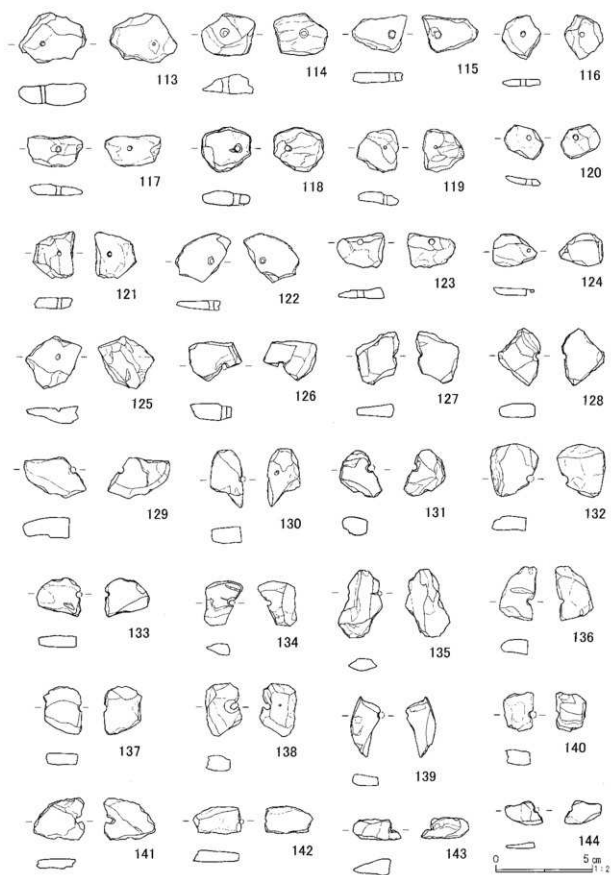


第12圖 石製模造品(6) 有線円板形、有孔円板形

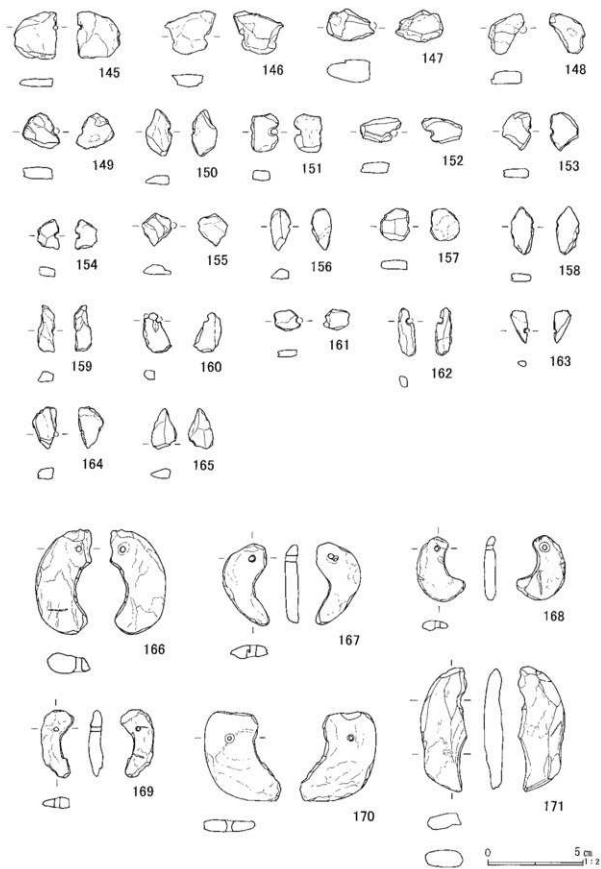




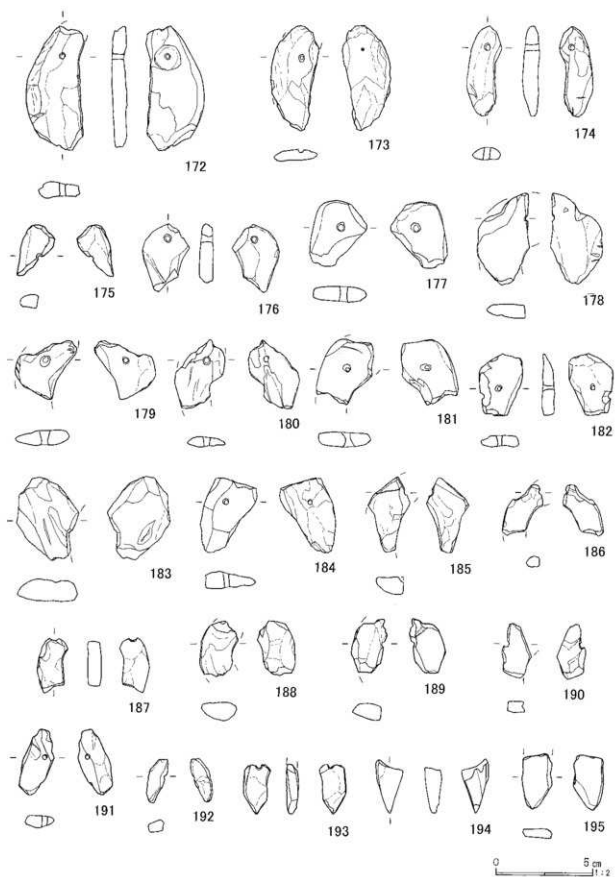
第13図 石製模造品 (7) 有孔円板形



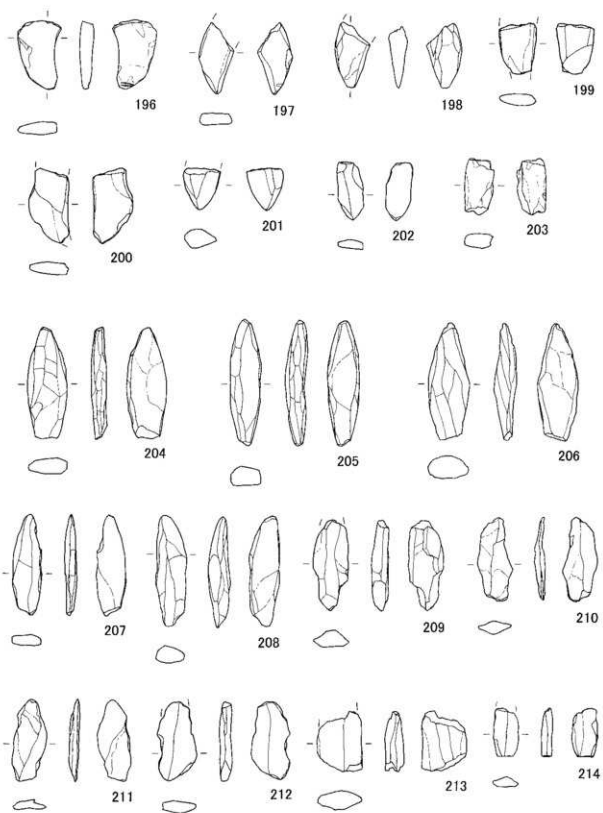
第14圖 石製模造品(8) 有孔円板形



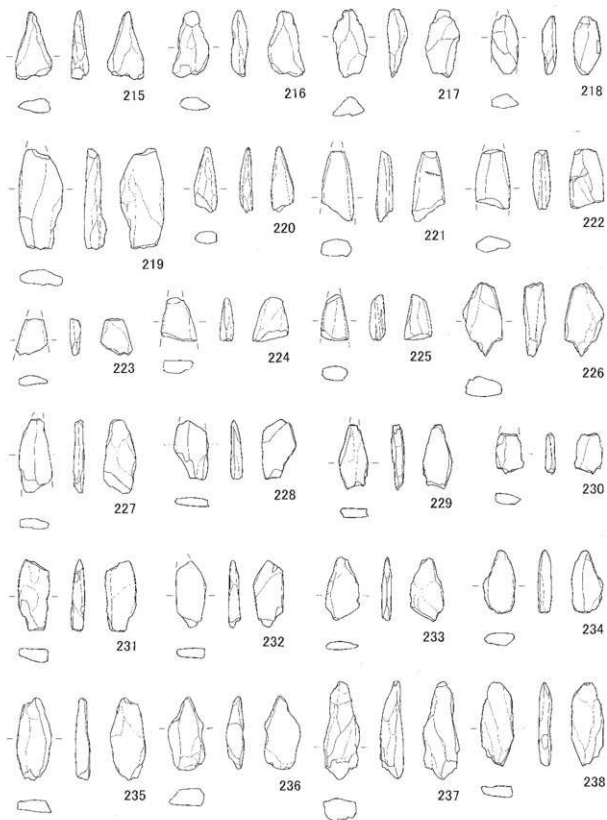
第15圖 石製模造品(9)有孔円板形、勾玉形



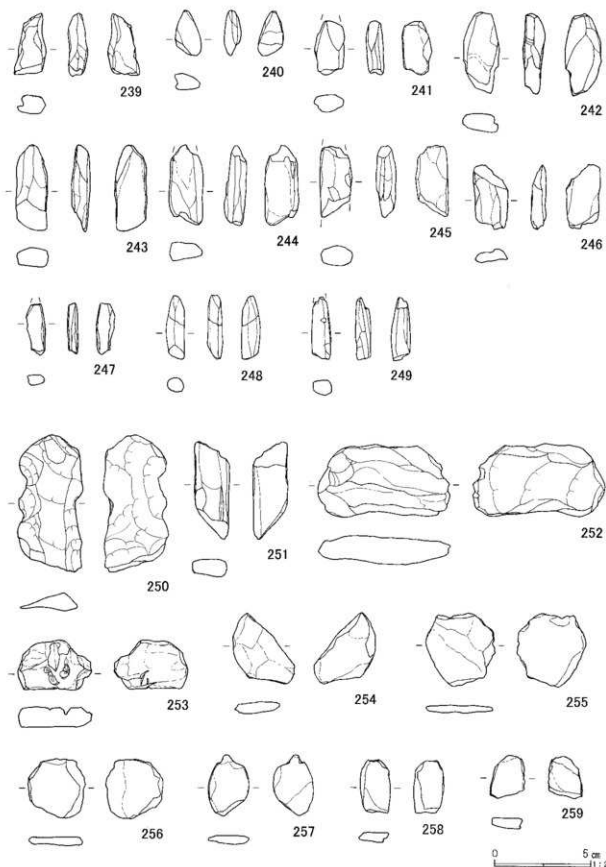
第16圖 石製模造品 (10) 勾玉形



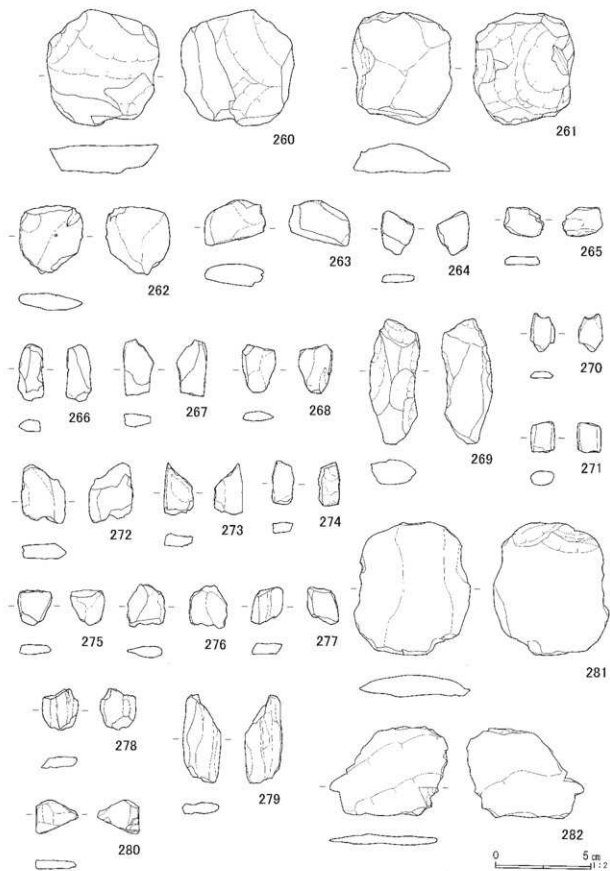
第17圖 石製模造品 (11) 勾玉形、剣形



第18図 石製模造品 (12) 剣形

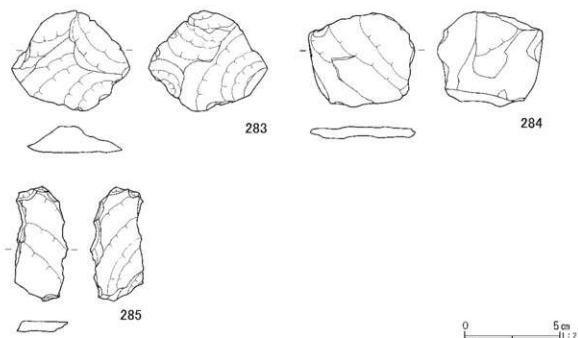


第19図 石製模造品 (13) 剣形、その他



第20図 石製模造品 (14) その他





第21図 石製横造品 (15) その他

第1表 石製横造品観察表 (第7～21図)

押図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	石質	備考
7	1	—	馬形	7.50	2.57	1.10	28.8	滑石	背部の一部欠損。
7	2	—	馬形	6.13	2.00	0.93	16.8	滑石	頭部の一部、背部の一部欠損。
7	3	—	馬形	6.53	2.30	1.06	21.0	滑石	ほぼ完形。
7	4	—	馬形	4.36	2.28	1.10	14.3	滑石	胴部下半欠損。
7	5	B-12	馬形	5.59	2.63	0.87	17.1	滑石	下部欠損。
7	6	—	馬形	5.26	2.75	1.01	21.3	滑石	頭部の一部、胴部下半欠損。
7	7	—	馬形	7.93	3.73	1.25	51.2	滑石	頭部の一部、下部欠損。
7	8	B-10	馬形	5.62	2.11	0.89	17.0	滑石	頭部の一部欠損。
8	9	—	馬形	14.26	3.95	2.17	178.2	滑石	成形による削り痕多数。擦痕多数。頭部の一部、下部欠損。
8	10	—	馬形	6.65	2.36	0.84	16.1	滑石	ほぼ完形。
8	11	B	馬形	2.55	1.94	0.71	5.4	滑石	頭部のみ残存。
8	12	C-5	馬形	4.37	2.30	1.30	13.0	滑石	頭部の一部、胴部先端欠損。
8	13	—	馬形	4.63	2.27	1.25	20.0	滑石	両面に削り痕多数。頭部・胴部下半欠損。
8	14	—	馬形	2.75	1.88	0.78	7.0	滑石	頭部・胴部下半の大部分欠損。
8	15	B	馬形	2.35	1.85	0.75	6.0	滑石	頭部・胴部の大部分欠損。
8	16	—	馬形	3.79	1.36	0.87	6.4	滑石	頭部・下部欠損。
8	17	A	馬形	5.20	2.02	0.78	12.0	滑石	頭部・胴部先端欠損。
8	18	AN-6	馬形	5.06	2.28	0.88	13.0	滑石	胴部下半のみ残存。
8	19	—	馬形	4.84	1.87	1.05	15.0	滑石	頭部・胴部の一部欠損。
9	20	—	楕形	3.90	7.09	0.85	45.1	滑石	表面に横溝線刻13条、裏面に横溝線刻12条。ほぼ完形。

博覧番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
9	21	—	鐙形	3.50	5.06	0.82	24.3	滑石	両面に磨歯線刻8条。ほぼ完成。
9	22	—	鐙形	4.60	6.60	0.91	48.0	滑石	表面に磨歯線刻13条、裏面に磨歯線刻15条。ほぼ完成(背部の一部欠損)。
9	23	—	鐙形	4.60	4.60	1.33	45.9	滑石	表面に磨歯線刻7条、裏面に磨歯線刻5条。半分欠損。
9	24	—	鐙形	3.62	5.48	0.89	31.9	滑石	表面に磨歯線刻6条、裏面に磨歯線刻8条。ほぼ完成(端部の一部欠損)。
9	25	—	鐙形	3.80	4.65	0.75	19.9	滑石	表面に磨歯線刻6条、裏面に磨歯線刻7条。半分欠損?
9	26	—	鐙形	3.10	5.24	0.84	22.3	滑石	表面に磨歯線刻9条、裏面に磨歯線刻13条。歯部・一方端の一部欠損。
9	27	A	鐙形	4.20	5.40	0.90	28.7	滑石	表面に磨歯線刻4条、裏面に磨歯線刻7条。両端欠損。
9	28	AN-30	鐙形	4.20	5.50	0.80	24.5	滑石	両面に磨歯線刻12条。両端・歯部欠損。
9	29	B-21	鐙形	4.60	4.10	1.23	33.4	滑石	表面に磨歯線刻3条、裏面に磨歯線刻4条。半分以上欠損(一方端欠損)。
9	30	A-28	鐙形	2.60	2.75	0.42	4.9	滑石	片面に磨歯線刻5条。半分以上欠損(一方端付近のみ残存)。
9	31	A-27	鐙形	2.66	2.56	0.83	11.0	滑石	両面に磨歯線刻6条。一方端付近のみ残存。
9	32	A-29	鐙形	3.75	4.00	0.81	21.5	滑石	両面に磨歯線刻4条。歯部の一部残存。半分以上欠損(一方端欠損)。
9	33	B	鐙形	2.44	4.06	0.78	12.5	滑石	片面に磨歯線刻4条。背部・一方端の一部残存。
9	34	—	鐙形	3.73	5.02	1.18	23.0	滑石	表面に磨歯線刻5条、裏面に磨歯線刻3条。半分以上欠損(背部～一方端残存)。
10	35	—	鐙形	5.91	3.95	1.05	31.0	滑石	表面に磨歯線刻4条、裏面に磨歯線刻2条。両面に削り込み状の刃物痕有り。大半が残存?
10	36	—	鐙形	3.06	4.00	0.82	14.6	滑石	表面に磨歯線刻4条、裏面に磨歯線刻3条。一方端付近のみ残存。
10	37	B	鐙形	2.32	2.75	0.75	7.7	滑石	片面に磨歯線刻3条。背部・一方端の一部残存。
10	38	—	鐙形	2.97	1.98	0.95	7.0	滑石	両面に磨歯線刻3条。背部・一方端の一部残存。
10	39	—	鐙形	3.10	2.90	1.13	15.0	滑石	両面に磨歯線刻3条。背部・一方端の一部残存。
10	40	B	鐙形	1.67	2.21	0.68	4.0	滑石	肩部の一部のみ残存。
10	41	—	鐙形	1.10	1.89	0.57	1.0	滑石	ごく一部残存。
10	42	A-2	鐙形	2.00	3.67	0.83	7.0	滑石	背部の一部のみ残存。
10	43	A	鐙形	1.86	2.55	0.76	5.0	滑石	片面に磨歯線刻1条。一方端の一部のみ残存。
10	44	B	鐙形	2.20	3.13	0.96	11.0	滑石	表面に磨歯線刻5条、裏面に磨歯線刻7条。歯部の一部のみ残存。
10	45	B	鐙形	2.40	2.75	0.60	6.3	滑石	表面に磨歯線刻5条、裏面に磨歯線刻3条。大部分欠損(歯部の一部のみ残存)。
10	46	A	鐙形	2.25	1.70	0.30	1.0	滑石	片面に磨歯線刻2条。ごく一部残存(一方は全体が剥離)。
10	47	B	鐙形	2.80	2.64	0.82	6.6	滑石	片面に磨歯線刻3条。歯部の一部残存。
10	48	B-22	鐙形	2.17	3.26	0.66	6.8	滑石	両面に磨歯線刻8条。歯部・一方端の一部残存。
10	49	—	鐙形	2.33	2.13	0.78	6.6	滑石	両面に磨歯線刻2条。歯部の一部残存。
10	50	—	鐙形	2.34	2.25	0.95	5.0	滑石	片面に磨歯線刻1条。歯部の一部のみ残存。

押図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	石質	備考
10	51	B	楕形	1.40	3.77	1.03	3.4	滑石	表面に楕圓線刻4条。裏面に楕圓線刻3条。歯部の一部のみ残存。
10	52	B	楕形	1.48	2.20	0.75	3.0	滑石	片面に楕圓線刻3条。歯部の一部のみ残存。
10	53	B	楕形	1.59	1.91	0.77	2.7	滑石	両面に楕圓線刻4条。歯部の一部残存。
10	54	B	楕形	0.92	2.30	0.66	2.6	滑石	表面に楕圓線刻3条。裏面に楕圓線刻2条。歯部の一部残存。
11	55	B	有線円板形	5.00	5.90	1.00	39.1	滑石	両面に中央の穿孔から放射状線刻。一部欠損。
11	56	—	有線円板形	4.90	4.00	1.10	34.2	滑石	両面に中央の点線刻から放射状線刻。一部欠損。
11	57	—	有線円板形	4.20	3.00	0.90	15.7	滑石	表面に中央で交差する放射状線刻。裏面に中央（ややずれる）の点線刻から放射状線刻。約60～70%残存。
11	58	—	有線円板形	3.50	3.80	0.70	13.6	滑石	片面に中央の穿孔から放射状線刻。ほぼ完形。
11	59	—	有線円板形	5.30	4.70	0.90	37.0	滑石	両面に中央の点線刻から放射状線刻。一部欠損。
11	60	A-23	有線円板形	3.28	3.43	0.67	5.0	片岩系	片面に中央で交差する放射状線刻。もう一方は割離？ 約70%残存？
11	61	C-6	有線円板形	4.00	3.80	1.00	20.2	滑石	片面に中央の穿孔から放射状線刻。一部欠損。
11	62	A-25	有線円板形	3.80	5.40	0.70	20.4	滑石	中央で交差する放射状線刻？ 片面に刃物傷？ 3条有り。約半分欠損。
11	63	—	有線円板形	2.40	2.00	0.31	2.4	滑石	片面に中央の円線刻から放射状線刻。もう一方は割離？ 一部残存。
11	64	—	有線円板形	5.30	4.90	1.10	41.9	滑石	両面に中央の円線刻から放射状線刻。ほぼ完形。
11	65	—	有線円板形	4.60	3.40	1.00	26.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約80%残存。
11	66	—	有線円板形	3.60	3.20	0.90	17.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。ほぼ完形。
11	67	—	有線円板形	5.60	6.00	0.90	45.3	片岩系	両面に中央で交差する放射状線刻。ほぼ完形。
11	68	—	有線円板形	4.20	4.10	0.90	22.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
11	69	A-24	有線円板形	3.90	3.00	0.70	13.2	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。一部欠損。
11	70	B	有線円板形	1.94	2.40	0.71	4.7	滑石	片面に中央で交差する放射状線刻。もう一方面に線刻（1条）。一部残存（中央部付近）。
11	71	—	有線円板形	2.01	1.38	0.65	5.0	滑石	片面に放射状線刻（2条）。もう一方は割離？ 一部残存。
11	72	B	有線円板形	4.20	2.50	0.50	9.4	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約半分欠損。
11	73	B	有線円板形	4.10	2.70	0.80	11.7	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻？ 半分以上欠損。
12	74	B-17	有線円板形	4.70	5.10	1.00	37.1	滑石	両面に中央で交差する放射状線刻。約60%残存。
12	75	A-22	有線円板形	3.50	3.40	0.90	15.2	滑石	中央で交差する放射状線刻。ほぼ完形。
12	76	B	有線円板形	4.50	3.20	0.90	17.8	滑石	両面に放射状線刻。約70%残存？
12	77	B	有線円板形	2.40	1.76	0.60	3.4	滑石	片面に放射状線刻（1条）。一部残存。
12	78	A	有線円板形	2.18	1.59	1.19	10.0	滑石	片面に線刻（2条）。一部残存。
12	79	B	有線円板形	2.58	1.93	0.89	5.4	滑石	片面に放射状線刻（1条）。一部残存。
12	80	A	有線円板形	1.65	1.52	0.87	3.0	滑石	両面に放射状線刻。一部残存。
12	81	—	有孔円板形	5.40	6.60	1.50	76.5	滑石	大型品。両側穿孔。一部欠損。
12	82	—	有孔円板形	5.00	5.60	1.20	47.6	滑石	大型品。両側穿孔。約70%残存？
12	83	—	有孔円板形	4.80	3.70	1.10	24.2	滑石	片側穿孔。両側割離。一部欠損。

碑図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
12	84	A	有孔円板形	4.20	3.90	0.70	13.3	滑石	両面剥離。一部欠損。
12	85	A-15	有孔円板形	4.20	4.10	0.80	15.1	滑石	片側穿孔。両面剥離。約70%残存?
12	86	A	有孔円板形	3.40	4.30	1.10	15.8	滑石	両面剥離。周囲欠損。
12	87	—	有孔円板形	3.60	4.00	1.00	22.4	滑石	両側穿孔。ほぼ完形。
12	88	A	有孔円板形	3.95	3.50	0.90	16.0	滑石	半分以上残存。
12	89	B-13	有孔円板形	3.50	3.70	1.00	15.3	滑石	一部欠損。
12	90	A-17	有孔円板形	3.40	3.60	1.50	23.4	滑石	一部欠損。
12	91	—	有孔円板形	3.50	4.50	1.10	24.7	滑石	両側穿孔? 一部欠損。
13	92	B-9	有孔円板形	3.80	4.50	1.40	26.8	滑石	半分以上残存。
13	93	A-2	有孔円板形	2.53	3.51	0.71	8.7	滑石	両側穿孔? 両面剥離。中央付近残存。
13	94	B-1	有孔円板形	5.62	2.84	0.87	9.8	滑石	片側穿孔。一方面剥離。刃物傷多い。勾玉形の可能性有り。一部残存。
13	95	A	有孔円板形	3.04	3.46	1.11	13.2	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
13	96	B-4	有孔円板形	2.67	4.68	0.95	15.4	滑石	半分以上残存。
13	97	A-20	有孔円板形	2.75	3.21	1.02	10.0	滑石	片側穿孔。半分以上欠損。
13	98	B-4	有孔円板形	2.83	4.70	0.91	15.6	滑石	片側穿孔。剥離多い。半分以上残存。
13	99	—	有孔円板形	3.05	4.09	1.03	13.5	滑石	片側穿孔。半分以上残存。
13	100	—	有孔円板形	2.75	4.05	0.71	9.5	滑石	片側穿孔。両面剥離。半分以上残存。
13	101	C-2	有孔円板形	2.70	4.46	0.93	14.1	滑石	片側穿孔。半分以上残存?
13	102	B	有孔円板形	2.99	3.67	0.92	12.1	滑石	片側穿孔。半分以上残存?
13	103	B	有孔円板形	2.43	3.79	0.45	5.8	滑石	片側穿孔。両面剥離? 一部欠損。
13	104	—	有孔円板形	2.47	4.20	0.85	11.0	滑石	一部残存。
13	105	—	有孔円板形	2.70	3.60	0.98	11.8	滑石	片側穿孔。半分以上残存?
13	106	A-9	有孔円板形	2.26	3.30	0.83	7.5	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
13	107	B-3	有孔円板形	2.75	4.37	0.70	8.8	滑石	両面剥離。一部残存。
13	108	B	有孔円板形	2.25	3.54	0.84	9.2	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
13	109	B	有孔円板形	2.65	3.29	1.28	9.7	滑石	中央付近残存。
13	110	C-1	有孔円板形	2.88	3.77	1.22	11.8	滑石	片側穿孔。剥離多い。中央付近残存。
13	111	—	有孔円板形	2.49	3.90	0.75	8.4	滑石	片側穿孔。半分以上残存。
13	112	—	有孔円板形	1.93	3.44	0.40	2.6	滑石	片側穿孔。一方面剥離。一部残存。
14	113	B	有孔円板形	2.56	3.56	1.23	13.5	滑石	片側穿孔。半分以上残存?
14	114	B	有孔円板形	2.21	2.65	1.14	8.0	滑石	両側穿孔。中央付近残存。
14	115	A	有孔円板形	2.02	2.67	0.55	4.0	滑石	中央付近残存。
14	116	A	有孔円板形	2.28	2.06	0.49	2.4	滑石	中央付近残存。
14	117	B	有孔円板形	1.60	2.93	0.58	3.9	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
14	118	A	有孔円板形	2.23	2.65	0.71	6.0	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	119	—	有孔円板形	2.24	2.20	0.62	3.9	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
14	120	B	有孔円板形	1.55	2.07	0.45	1.8	滑石	片側穿孔。中央付近残存。
14	121	—	有孔円板形	2.44	2.12	0.65	4.9	滑石	中央付近残存。
14	122	—	有孔円板形	2.67	2.91	0.43	4.0	滑石	両側穿孔。半分以上欠損。
14	123	A	有孔円板形	1.77	2.41	0.61	2.8	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	124	A	有孔円板形	1.71	2.32	0.44	2.1	滑石	一部残存。
14	125	—	有孔円板形	2.90	2.38	0.91	6.8	滑石	片側穿孔。穿孔途中(深さ2mm)の未成品。一部残存。
14	126	B	有孔円板形	1.97	2.57	0.87	6.0	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	127	B	有孔円板形	2.67	2.29	0.63	4.7	滑石	片側穿孔? 一部残存。
14	128	—	有孔円板形	2.99	2.13	0.69	5.8	滑石	片側穿孔。一部残存。

押図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
14	129	—	有孔円板形	2.11	3.42	1.20	10.0	滑石	片側穿孔。勾玉形の頭部の可能性有り。一部残存。
14	130	B	有孔円板形	3.17	1.70	0.81	5.3	滑石	片側穿孔。一方面に未貫通の穿孔有り。一部残存。
14	131	—	有孔円板形	2.58	1.85	0.96	5.2	滑石	両側穿孔。一部残存。
14	132	B	有孔円板形	2.61	2.86	0.90	8.5	滑石	片側穿孔。半分以上欠損。
14	133	A	有孔円板形	1.84	2.33	0.64	4.4	滑石	勾玉形の頭部の可能性有り。一部残存。
14	134	A-19	有孔円板形	2.26	2.03	0.61	3.3	滑石	両側穿孔。一部残存。
14	135	B	有孔円板形	3.66	1.98	0.65	5.1	滑石	未成品の可能性有り。一部残存(周囲欠損)。
14	136	—	有孔円板形	2.86	1.77	0.80	5.7	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	137	A	有孔円板形	2.62	1.95	0.67	4.8	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	138	—	有孔円板形	2.65	1.90	0.86	5.2	滑石	片側穿孔。一方面に穿孔途中と思われる痕跡有り。一部残存。
14	139	—	有孔円板形	3.15	1.42	0.62	3.1	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	140	B	有孔円板形	2.07	1.60	0.79	3.2	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	141	B	有孔円板形	2.23	2.72	0.55	3.9	滑石	一方面剥離？一部残存。
14	142	A	有孔円板形	1.41	2.48	0.56	3.2	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	143	B-8	有孔円板形	1.10	2.58	0.93	2.9	滑石	片側穿孔。一部残存。
14	144	B	有孔円板形	1.19	2.10	0.29	0.8	滑石	片側穿孔？一方面剥離。一部残存。
15	145	B	有孔円板形	2.49	2.24	0.44	3.5	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	146	B	有孔円板形	2.10	2.70	0.60	3.7	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	147	B	有孔円板形	1.75	2.55	1.16	5.4	滑石	両側穿孔。一部残存。
15	148	B	有孔円板形	2.12	2.04	0.65	2.8	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	149	B	有孔円板形	1.56	2.01	0.65	2.8	滑石	一部残存。
15	150	A	有孔円板形	2.42	1.32	0.53	2.1	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	151	B	有孔円板形	1.92	1.46	0.50	2.1	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	152	B	有孔円板形	1.26	2.16	0.58	2.0	滑石	一部残存。
15	153	—	有孔円板形	1.98	1.55	0.48	1.8	滑石	両側穿孔？一部残存。
15	154	A	有孔円板形	1.53	1.16	0.50	1.1	滑石	片側穿孔？一部残存。
15	155	A	有孔円板形	1.70	1.50	0.49	1.2	滑石	一部残存。
15	156	A	有孔円板形	2.14	1.50	0.50	1.4	滑石	一部残存。
15	157	A	有孔円板形	1.65	1.50	0.52	1.7	滑石	一部残存。
15	158	A	有孔円板形	2.48	1.27	0.44	1.9	滑石	一部残存。
15	159	B	有孔円板形	2.44	0.89	0.51	1.4	滑石	一部残存。
15	160	B	有孔円板形	2.10	1.21	0.56	2.0	滑石	片側穿孔。穿孔2か所。一部残存。
15	161	A	有孔円板形	1.08	1.35	0.34	0.6	滑石	一方面剥離。一部残存。
15	162	—	有孔円板形	2.52	0.87	0.54	1.6	滑石	両側穿孔？一部残存。
15	163	A	有孔円板形	1.75	0.82	0.32	0.6	滑石	片側穿孔？一部残存。
15	164	A	有孔円板形	2.18	1.22	0.61	1.9	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	165	B	有孔円板形	2.14	1.26	0.49	1.6	滑石	片側穿孔。一部残存。
15	166	—	勾玉形	5.50	2.90	1.10	21.9	滑石	両側穿孔。両面剥離多い。頭部の一部欠損。
15	167	—	勾玉形	4.40	2.40	0.70	9.6	滑石	片側穿孔。一方面に未貫通の穿孔1か所有り。ほぼ完形。
15	168	—	勾玉形	3.43	2.50	0.55	6.5	滑石	ほぼ完形。
15	169	—	勾玉形	3.60	1.70	0.70	5.1	滑石	片側穿孔。ほぼ完形。
15	170	—	勾玉形	4.70	4.10	0.70	18.2	滑石	両側穿孔。両面剥離多い。頭部の一部欠損。

博図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
15	171	—	勾玉形	6.50	2.40	1.00	32.1	滑石	片側穿孔。両面に一部剥離有り。頭部の大部分欠損。
16	172	AN-2	勾玉形	6.58	3.10	0.97	34.6	滑石	片側穿孔。頭部の一部、尾部先端欠損。
16	173	—	勾玉形	5.54	2.32	0.60	10.1	滑石	勾玉未成品。両面とも穿孔途中で双方の位置がずれる。尾部の一部欠損。
16	174	—	勾玉形	4.75	1.61	0.80	7.8	滑石	片側穿孔。頭部・尾部の一部欠損。
16	175	A	勾玉形	2.88	1.66	0.73	4.2	滑石	片側穿孔。頭部の一部欠損。
16	176	B-6	勾玉形	3.61	2.32	0.76	8.6	滑石	両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
16	177	—	勾玉形	3.56	2.71	0.85	10.9	滑石	両側穿孔。頭部の一部、下半欠損。
16	178	B	勾玉形	4.84	2.78	0.76	13.4	滑石	両側穿孔。頭部・下半欠損。
16	179	—	勾玉形	2.70	3.52	0.83	9.0	滑石	両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
16	180	A	勾玉形	3.53	2.60	0.56	4.8	滑石	片側穿孔。両面剥離。頭部の一部、尾部欠損。
16	181	A	勾玉形	3.48	2.65	0.79	11.5	滑石	両側穿孔。頭部の一部、尾部欠損。
16	182	—	勾玉形	3.24	2.23	0.62	6.2	滑石	片側穿孔。頭部の一部、下半欠損。
16	183	B	勾玉形	4.45	3.10	1.17	39.8	滑石	頭部の一部、下半大部分欠損。
16	184	A-8	勾玉形	4.01	2.65	0.86	10.6	滑石	片側穿孔。一方面剥離。頭部の一部、尾部欠損。
16	185	B	勾玉形	3.97	2.08	0.75	6.9	滑石	頭部、尾部欠損。
16	186	B	勾玉形	2.63	2.19	0.59	3.6	滑石	片側穿孔。頭部、尾部欠損。
16	187	—	勾玉形	2.87	1.50	0.73	4.8	滑石	片側穿孔。頭部、尾部欠損。
16	188	—	勾玉形	2.97	1.92	0.89	6.8	滑石	両面剥離。頭部、尾部の多く欠損。
16	189	A	勾玉形	2.84	1.63	0.80	5.7	滑石	片側穿孔。頭部付近のみ残存。
16	190	—	勾玉形	2.89	1.50	0.62	3.2	滑石	片側穿孔。一部残存。
16	191	—	勾玉形	3.46	1.89	0.67	4.6	滑石	片側穿孔。頭部・尾部の一部欠損。
16	192	B	勾玉形	2.36	0.89	0.56	1.5	滑石	頭部の一部残存。
16	193	A-4	勾玉形	2.57	1.32	0.62	3.4	滑石	両側穿孔。頭部欠損。
16	194	B	勾玉形	2.81	1.42	0.87	4.0	滑石	下半部のみ残存。
16	195	B	勾玉形	2.89	1.57	0.44	4.0	滑石	尾部のみ残存。
17	196	B	勾玉形	3.65	2.34	0.66	7.5	滑石	尾部のみ残存。
17	197	B	勾玉形	3.71	1.81	0.87	6.0	滑石	尾部のみ残存。
17	198	—	勾玉形	3.45	1.84	0.93	6.0	滑石	尾部の先端のみ残存。
17	199	A	勾玉形	2.59	1.93	0.65	5.0	滑石	上半・尾部の一部欠損。
17	200	A	勾玉形	3.99	2.10	0.70	8.0	滑石	頭部欠損。
17	201	—	勾玉形	2.20	1.86	0.95	5.0	滑石	尾部の先端のみ残存。
17	202	—	勾玉形	3.05	1.31	0.47	3.0	滑石	下半残存。
17	203	—	勾玉形	2.98	1.52	0.74	5.2	滑石	一部残存。
17	204	AN-12	剣形	5.82	2.05	0.83	14.6	滑石	全面丁寧に加工。基部の一部欠損。
17	205	—	剣形	6.62	1.63	1.07	17.4	滑石	全面丁寧に加工。ほぼ完形。
17	206	—	剣形	6.15	2.10	1.15	17.6	滑石	加工痕跡が不明瞭で自然面を利用。基部の一部欠損。
17	207	AN-7	剣形	5.28	1.53	0.60	6.3	滑石	全面丁寧に加工。基部の一部欠損。
17	208	A-11	剣形	5.81	1.58	1.13	12.4	滑石	一部欠損。
17	209	A-14	剣形	4.78	1.86	0.87	8.9	滑石	切先、基部の一部欠損。
17	210	B	剣形	4.42	1.92	0.66	4.7	滑石	全面剥離面のまま。

押込番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
17	211	A	剣形	4.34	1.68	0.55	4.5	滑石	全面剥離面のまま。基部の一部欠損。
17	212	B	剣形	4.10	1.95	0.61	7.1	滑石	剥離面のまま？切先、基部欠損。
17	213	—	剣形	3.20	2.35	1.00	8.9	滑石	全面剥離面のまま。切先、基部欠損。
17	214	A	剣形	2.53	1.27	0.63	2.5	滑石	全面剥離面のまま。切先欠損。
18	215	—	剣形	3.54	1.89	0.85	5.2	滑石	刃部は丁寧に加工。一方は剥離面のまま。基部欠損。
18	216	A	剣形	3.37	1.95	0.77	5.5	滑石	基部欠損。
18	217	—	剣形	3.54	1.85	0.95	5.9	滑石	全面剥離面のまま。切先先端、基部欠損。
18	218	A	剣形	3.09	1.41	0.79	4.0	滑石	切先の一部、基部欠損。
18	219	B	剣形	5.38	2.31	1.05	15.6	滑石	全面剥離面のまま。切先の先端、基部の一部欠損。
18	220	B-7	剣形	3.40	1.21	0.65	3.3	滑石	全面丁寧に加工。基部欠損。
18	221	A-13	剣形	3.68	1.63	0.84	7.1	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
18	222	A	剣形	3.09	1.77	0.84	6.6	滑石	切先の一部、基部欠損。
18	223	A	剣形	1.93	1.64	0.58	2.6	滑石	切先の先端、下半欠損。
18	224	A	剣形	2.28	1.85	0.77	4.2	滑石	切先の先端、下半欠損。
18	225	B	剣形	2.40	1.44	0.78	3.6	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、下半欠損。
18	226	C-3	剣形	3.92	2.10	1.11	11.2	滑石	切先の先端部、基部欠損。
18	227	B	剣形	3.84	1.70	0.57	5.1	滑石	切先の一部、基部欠損。
18	228	B	剣形	3.14	1.74	0.60	3.6	滑石	切先、基部の一部欠損。
18	229	—	剣形	3.40	1.50	0.65	4.0	滑石	全面剥離面のまま。切先の先端、基部欠損。
18	230	A	剣形	2.12	1.41	0.51	2.3	滑石	切先、基部欠損。
18	231	A	剣形	3.75	1.63	0.71	6.1	滑石	基部の一部剥離。切先欠損。
18	232	B	剣形	3.51	1.57	0.63	4.5	滑石	全面丁寧に加工（1面剥離面のまま？）。切先の先端、基部欠損。
18	233	A	剣形	3.23	1.75	0.49	3.5	滑石	一方は剥離面のまま。切先先端、基部欠損。
18	234	B	剣形	3.30	1.64	0.67	4.7	滑石	切先欠損。
18	235	A	剣形	4.34	1.81	0.71	7.3	滑石	全面剥離面のまま。切先・基部の一部欠損。
18	236	—	剣形	3.89	1.86	1.00	8.6	滑石	基部欠損。
18	237	—	剣形	5.16	1.89	1.27	13.5	滑石	全面剥離面のまま。基部欠損。
18	238	—	剣形	4.39	1.70	0.67	6.8	滑石	剥離面のまま。切先・基部の一部欠損。
19	239	B	剣形	3.28	1.65	1.02	7.2	滑石	基部欠損。
19	240	—	剣形	2.32	1.39	0.85	2.9	滑石	切先の一部のみ残存。
19	241	A	剣形	2.78	1.56	0.84	5.3	滑石	切先、基部欠損。
19	242	B	剣形	4.27	2.01	1.07	11.5	滑石	切先の先端部、基部欠損。
19	243	A	剣形	4.55	1.65	0.97	10.9	滑石	全面丁寧に加工。一部剥離面のまま。基部欠損。
19	244	B	剣形	4.18	1.75	1.02	10.6	滑石	丁寧に加工。一部剥離面のまま。切先、基部欠損。
19	245	A	剣形	3.77	1.66	1.10	9.0	滑石	切先、基部欠損。
19	246	B	剣形	3.40	1.80	0.66	5.3	滑石	全面剥離面のまま。切先・基部欠損。
19	247	A	剣形	2.66	0.95	0.55	2.2	滑石	全面丁寧に加工。切先・基部の一部欠損。
19	248	—	剣形	3.35	0.95	0.81	3.9	滑石	全面丁寧に加工。基部の一部欠損。
19	249	A-5	剣形	3.28	1.01	0.84	4.0	滑石	全面丁寧に加工。切先の一部、基部欠損。
19	250	—	その他	7.29	3.33	0.97	28.3	滑石	周形未成品か。

標図番号	図版番号	出土トレンチ	分類	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)	材質	備考
19	251	B	その他	5.10	1.77	0.91	13.0	滑石	扇形または剣形か。
19	252	—	その他	3.77	7.02	1.54	55.9	片岩	表面風化、磨滅。楕円形未成品か。
19	253	B	その他	2.58	3.87	1.05	14.6	滑石	楕形か。片面に未貫通の穿孔5か所有り。
19	254	—	その他	3.75	3.25	0.69	8.4	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
19	255	—	その他	3.79	3.61	0.42	7.7	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
19	256	—	その他	3.13	3.00	0.52	6.0	片岩	有孔円板形または有線円板形か。
19	257	—	その他	3.17	2.12	0.43	3.6	滑石	有孔円板形または有線円板形か。
19	258	B	その他	2.74	1.59	0.49	3.5	滑石	有孔円板形または有線円板形か。
19	259	A	その他	2.20	1.77	0.58	3.4	滑石	有孔円板形か。
20	260	—	その他	5.95	6.18	1.95	81.1	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
20	261	B	その他	5.93	5.38	1.65	74.5	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。表面磨滅。白色化。同緯部打ち欠き円形に成形。
20	262	—	その他	3.51	3.35	0.84	12.9	滑石	未貫通の穿孔有り。有孔円板形未成品。
20	263	B	その他	2.37	3.15	1.05	10.4	滑石	有孔円板形か。
20	264	B	その他	2.24	1.68	0.46	2.3	滑石	有孔円板形または有線円板形か。
20	265	B-9	その他	1.50	2.08	0.48	2.2	滑石	片側穿孔。有孔円板形または勾玉形か。
20	266	A	その他	2.97	1.36	0.66	3.7	滑石	有孔円板形か。
20	267	B	その他	2.92	1.57	0.82	4.7	滑石	勾玉形か。
20	268	B	その他	2.46	1.76	0.64	3.6	滑石	不明製品。
20	269	—	その他	6.63	2.43	1.26	29.2	滑石	勾玉形未成品か。
20	270	B	その他	2.01	1.23	0.38	1.3	滑石	剣形か。
20	271	A	その他	1.58	1.24	0.72	2.5	滑石	剣形か。
20	272	—	その他	3.12	2.31	0.85	8.1	滑石	剣形か。
20	273	B-15	その他	2.67	1.49	0.61	3.3	滑石	剣形か。
20	274	B	その他	2.23	1.14	0.53	2.2	滑石	不明製品。
20	275	A	その他	1.88	1.74	0.55	2.4	滑石	不明製品。
20	276	B	その他	2.21	1.99	0.61	3.5	滑石	不明製品。
20	277	B	その他	1.95	1.64	0.57	2.7	滑石	不明製品。
20	278	B	その他	2.16	1.93	0.59	3.1	滑石	不明製品。
20	279	B-19	その他	4.66	1.95	0.60	7.8	滑石	不明製品。
20	280	—	その他	1.53	2.16	0.52	2.5	滑石	不明製品。
20	281	B	その他	6.92	6.18	1.13	74.0	滑石	表面風化、磨滅。有孔円板形または有線円板形未成品か。
20	282	—	その他	4.71	6.18	0.63	21.1	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
21	283	—	その他	5.13	6.25	1.42	38.1	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
21	284	—	その他	4.89	5.53	0.74	24.9	滑石	有孔円板形または有線円板形未成品か。
21	285	—	その他	6.02	2.76	0.57	12.5	緑泥片岩	



## 2 土器、土製品、土錘

土器はすべて破片で、計80点検出した。土師器がほとんどで、須恵器12点、須恵系土師質土器2点、及び灰釉陶器1点であった。器種は、環が主体で、椀や甕はわずかである。なお、環のほとんどは土師器である。時期は、7世紀中頃から10世紀後半までのものがみられ、7世紀後半から8世紀前半までのものが主体である。なお、図示したものは、37点である。

土製品は計2点検出され、つまみ状の製品と玉である。土製玉は、穿孔がなされていないものである。土錘は計5点検出され、ほぼ完形が3点である。

### 土師器（第22・23図、第2表）

土師器は、環・椀・甕がみられ、大半が環である。環は、有段口緑環(1・3・5)、環蓋模倣環(有稜環)(2・4)、内面に放射状暗文を施すもの(16・18・20)がみられる。また、椀は、内面に放射状暗文を施すもの(24・25)がみられる。33は、甕の底部破片である。

### 須恵器（第22・23図、第2表）

須恵器は、環・椀・甕がみられる。28は、胎土から末野産と考えられる。29は内面が平滑に磨られており、転用硯として使用されていたものである。胎土から南比企産と考えられる。

### 須恵系土師質土器（第22・23図、第2表）

須恵系土師質土器は、環・椀がみられる。ここでの須恵系土師質土器とは、須恵器生産体制解体後の須恵器生産技術を用いて生産された酸化焰焼成の土器を指す。30は、底部破片の中央部を円形に打ち欠き円孔を開けたものであり、転用紡錘車としての使用が考えられる。

### 灰釉陶器（第23図、第2表）

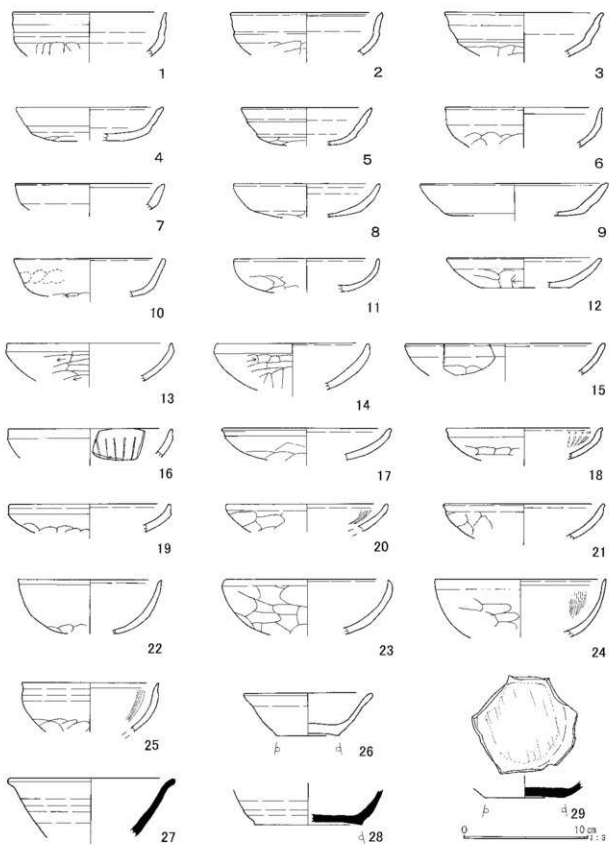
灰釉陶器は、椀が検出されている。内外面とも釉薬をツケガケしているもので、猿投窯・折戸53号窯式と考えられる。

### 土製品（第23図、第2表）

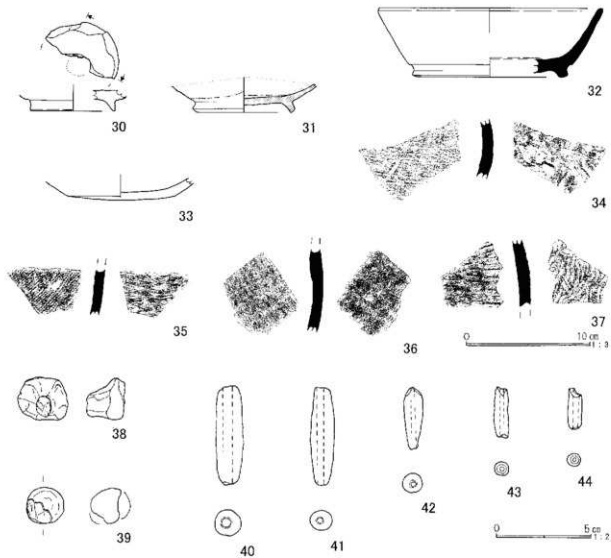
土製品は、2種みられる。38はつまみ状に突起する土製品であり、用途は不明である。39は土製の玉と考えられるもので、球状を呈しているだけで、穿孔はされていない。

### 土錘（第23図、第2表）

土錘については、40・41はやや大型で、完形またはほぼ完形である。42・43・44は小型で、43は一部欠損、42・43は欠損しているものである。



第22圖 土器 (1)



第23回 土器 (2)、土製品、土鍾

第2表 土器、土製品、土鍾観察表 (第22・23回)

検出番号	図版番号	出土トレンチ	器種	口径	器高	底径	胎土	地肌	色調	残存率	備考
22	1	—	土師器 杯	(12.2)	(3.5)	-	A・B・D・I	B	明黄褐色	1/8	
22	2	A-11	土師器 杯	(12.1)	(3.4)	-	A・E・I・K	B	橙	1/7	
22	3	—	土師器 杯	(12.5)	(3.5)	-	A・D・I・K	B	橙	1/8	
22	4	—	土師器 杯	(11.8)	(2.7)	(9.5)	A・B・D・E・I・J	B	橙	1/7	
22	5	B-10	土師器 杯	(10.4)	(2.9)	(7.9)	A・B・C・D・I・N	B	橙	1/6	
22	6	—	土師器 杯	(12.6)	(3.2)	-	A・B・C・J・N	B	明黄褐色	口縁の1/6	
22	7	—	土師器 杯	(15.9)	(2.1)	-	A・B・D・I・K	B	橙	口縁の1/8	
22	8	A-4	土師器 杯	(11.8)	(2.7)	(8.8)	A・B・C・D・J	B	橙	1/6	
22	9	B-2	土師器 杯	(15.0)	(2.6)	-	A・D・I・N	B	残黄褐色	1/8	

図説番号	図版番号	出土トレンチ	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
22	10	A-3	土師器 坏	(11.8)	(3.1)	-	B・D・I・N	B	橙	1/5	体部外面に指頭圧痕。
22	11	B-6	土師器 坏	(11.6)	(2.7)	-	A・B・E・I・J・K・N	B	橙	1/5	
22	12	A-1	土師器 坏	(12.2)	(2.4)	(7.3)	A・B・E・J・K	B	橙	1/5	
22	13	—	土師器 坏	(13.1)	(3.0)	-	A・B・I	B	橙	1/8	
22	14	A-2	土師器 坏	(12.1)	(3.7)	-	A・B・D・I・N	B	橙	1/8	
22	15	B	土師器 坏	(15.8)	(2.5)	-	A・B・E・K	B	橙	口縁の1/12	
22	16	—	土師器 坏	(13.0)	(2.3)	-	A・E・N	B	明赤褐	口縁の1/10	内面に放射状暗文。
22	17	B-17	土師器 坏	(13.3)	(2.5)	-	A・B・E・K	B	橙	口縁の1/8	
22	18	—	土師器 坏	(11.4)	(2.5)	-	A・B・E・J・K	B	橙	口縁の1/7	内面に放射状暗文。
22	19	—	土師器 坏	(12.8)	(2.2)	-	A・E・K	B	橙	口縁の1/7	
22	20	B-7	土師器 坏	(13.0)	(2.2)	-	A・B・D・K	B	橙	口縁の1/5	内面に放射状暗文。
22	21	—	土師器 坏	(12.7)	(2.8)	-	A・G・I・N	B	橙	1/7	
22	22	—	土師器 坏	(11.5)	(4.3)	-	A・B・C・D・E・I・K・N	B	橙	1/4	
22	23	A-5	土師器 坏	(13.0)	(4.4)	-	A・E・I・J・K	B	にょい赤褐	1/6	
22	24	—	土師器 坏	(13.6)	(4.6)	-	A・B・C・E・I・K	B	橙	1/6	内面に放射状暗文。
22	25	A-9	土師器 坏	(11.0)	(3.9)	-	A・B・D・E・I・K・N	B	明赤褐	口縁の1/6	内面に放射状暗文。
22	26	A-49	須恵系土師質土器 坏	(10.4)	3.2	4.8	A・B・E・G・I・N	B	にょい黄橙	3/5	
22	27	B-27	須恵器 坏	(13.0)	(4.7)	-	A・B・E・N	B	灰黄	1/4	
22	28	A-3	須恵器 坏	-	(2.8)	(8.6)	A・N	B	灰	底部の1/3	未野産。
22	29	A-2	須恵器 坏	-	(1.3)	6.4	F・J・N	B	灰黄	底部のみ	転用祝用途(内面に磨り面)。南比企業。
23	30	B-2	須恵系土師質土器 坏	-	(1.7)	(6.7)	A・B・C・E・G・I・J・N	B	橙	底部の一部	周縁打ち欠き調整。円孔を開ける。
23	31	B-18の2	灰輪陶器 坏	-	(2.3)	7.4	A・B	A	灰白	底部の1/2	内外面に軸葉ツケガケ。
23	32	B-27	須恵器 坏	(17.6)	5.5	(12.5)	A・B・I	B	灰黄	1/5	
23	33	B-1	土師器 坏	-	(1.8)	8.5	A・B・I・K・N	B	明赤褐	底部の2/3	
23	34	B	須恵器 坏	-	-	-	A・B・N	B	灰黄	胴部の一部	内面に青海波文タタキ目。
23	35	A	須恵器 坏	-	-	-	A・E・N	B	褐灰	胴部の一部	内面に青海波文タタキ目。
23	36	A	須恵器 坏	-	-	-	A・B・N	B	灰	胴部の一部	外面に自然軸。
23	37	A	須恵器 坏	-	-	-	A・N	B	内：黄灰 外：灰白	胴部の一部	内面に青海波文タタキ目。
23	38	A	土製品	最大長2.2、最大幅2.6、最大厚1.9、重さ7.7g					にょい橙	破片	つまみ状。
23	39	B-4	土製玉	最大長1.9、最大幅1.9、最大厚1.4、重さ5.1g					にょい褐	1/3	未穿孔。
23	40	B-2	土鍾	最大長5.2、最大幅1.4、孔径0.4、重さ9.5g					にょい橙		ほぼ完形
23	41	C	土鍾	最大長5.2、最大幅1.2、孔径0.3、重さ5.1g					にょい黄橙		完形
23	42	C-3	土鍾	最大長3.3、最大幅1.0、孔径0.25、重さ2.8g					にょい橙		2/3
23	43	—	土鍾	最大長2.2、最大幅0.7、孔径0.2、重さ1.7g					にょい黄橙		両端欠損
23	44	—	土鍾	最大長2.2、最大幅1.2、孔径0.15、重さ1.1g					褐		2/3

## V 調査のまとめ

西別府祭祀遺跡の調査は、平成22年度までに4次実施されている。本報告の調査（第1次調査。以下、第1次調査）後の第2次調査は、平成4年度の本遺跡の北東に広がる別府沼公園の修景工事に伴う発掘調査である。第3次・第4次調査は、本遺跡の南西に広がる幡羅郡家跡である幡羅遺跡との関わりから、郡家を構成する要素の一つとして本遺跡が位置づけられることから、その遺跡内容を詳細に把握するために遺跡範囲内の台地上で実施した範囲内容確認調査である。

ここでは、台地上の第3次・第4次調査を除き、第1次調査地点と同様に、一連の祭祀行為の中で堀内に祭祀具を投棄した「祭祀跡」と判断される第2次調査について、簡単に述べておく。なお、第3次・第4次調査については、「西別府祭祀遺跡Ⅱ」（平成21年3月刊行）を参照されたい。

第2次調査は、平成4年11月から平成5年3月まで行った調査で、第1次調査区を含める湯殿神社境内裏の堀全体を調査区とし、距離にして160m、面積は2,500㎡に及んだ。

遺構については第1次調査と同様に具体的な祭祀遺構は検出されず、遺物が粘土層及び砂礫層から大量に出土し、湧水が噴出していた痕跡と思われるくぼ地に落ち込むように出土したと、堀の南斜面にも多く土器類が出土したことが特徴である。

遺物については、7世紀中頃から11世紀代にかけての土師器・須恵器・須恵系土師質土器・ロクロ土師器のほか、石製模造品、土錘などが出土した。土器は坏・埴・皿が主体で、これらにのみ墨書・刻書が認められた。土錘の出土量は、209点にも及んだ。出土土器の特徴から祭祀行為の存続期間が判明したことは、第1次調査とは異なる重要な成果であった。

石製模造品については67点出土、形状が判別できるものは48点で、第1次調査に数では及ばなかったが、櫛（横櫛）形などでは優品が見られた。また、有線円板形については第1次調査と第2次調査に出土個体の差異が認められ、前者では中心の線刻円ないしは孔（貫通・未貫通）から放射状に線刻されていた個体も見られたが、後者ではそれが皆無であった。石製模造品の出土地点をみると、第1次調査と同様の地点を中心に集中して検出されたことから、この地点（湯殿神社社殿裏手）が石製模造品を使った祭祀の中心地と推定するに至った。

### 第1次調査にかかる既刊掲載文献等について

第1次調査については、本報告がなされるこれまでに、いくつかの文献にその内容が記述されている。初出は、第1次調査直後の昭和38年10月に刊行された「史迹と美術」第338号の「新発見の祭祀遺跡」である。調査を指揮した大場磐雄と調査を担当した小澤国平が共著したもので、調査速報的な記述、遺跡・遺物（石製模造品）の性格の記述、遺跡の意義を考察した記述がみられる。昭和43年には、「神道考古学講座 第二巻 原始神道期一」の中の椋山林継の「水を対象にした遺跡」に、湧水に関する祭祀遺跡の例として本遺跡の記述がみられる。昭和59年刊行の「新編 埼玉県史」資料編3には、祭祀遺跡の一つとして若干の記述がある。昭和63年刊行の「論争・学説日本の考古学5 古墳時代」には、前出の椋山の論述「祭祀遺跡の年代」が掲載され、その中の亀井正道「祭祀遺跡の年代」の引用文中に、年代の指標遺跡として本遺跡が触れられている。

さらに、石製模造品については、これまでにいくつかの展示会に出品されている。昭和61年には、

埼玉県立博物館（現、埼玉県立歴史と民俗の博物館）で開催された特別展「古代の祭祀」で、平成7年には、群馬県立歴史博物館で開催された企画展「海の正倉院 沖ノ島-古代の祭祀 西・東-」で、平成9年には、埼玉県立さきたま資料館（現、埼玉県立さきたま史跡の博物館）で開催された「古墳時代の馬の装い さきたまに馬がやってきた！」で、それぞれ展示されており、各企画展の図録に収録され、記述がみられる。そして、平成21年には、さきたま史跡の博物館で開催された企画展「最新出土品 展地中からのメッセージ」において、調査以来45年振りに熊谷市に返還された石製模造品として展示された。

ではここで、これまでに主要文献として取り扱われてきた初出の文献「新発見の祭祀遺跡」の掲載内容について、その概要を、文章を引用しながら記述する。

構成は、小澤国平が、「発見の経緯」、「発掘状態」を記述し、大場磐雄が、「遺跡の特質」、「遺物の特質」、「考察-遺物から見た遺跡の意義」を記述するものである。「発見の経緯」の章については、その概要を1章の「発掘調査の概要」で記述したので割愛する。次の「発掘状態」の章は、遺跡の立地と遺物の出土状況についての記述がある。

遺物の出土状況では、まず、「表土は礫を交えた砂土層で一五センチ内外の厚さがあり、この下は粘土層となっている。粘土層の断面をみると、多数の湧水のためにもり上げられた砂が柱状に残されている。」とあり、調査地点の土層の堆積状況が読み取れる。それは、平成4年度調査所見と一致しており、堀の地山の粘土層に砂礫土が堆積し、地山の粘土層を突きぬげ湧水が噴出した箇所（湧泉）がおびただしく確認され、その湧泉には砂が堆積していたのである。

次に、「遺物は表土から五〜一五センチの間の砂土層から出土した。（途中略）これらの出土品は雑然として出土し、注意を怠らなかつたが、層を示すことはなかつた。しかし遺物出土の範囲は長四メートル、幅三・五〇メートル程の間に密集して出土しており、」とあることから、具体的な遺構は確認されなかつたが、遺物が集中して出土する範囲が特定でき、祭祀行為の中心地をなすことが推定されている。

「遺跡の特質」の章では、遺跡の現況、新編武蔵風土記の記述から当時の遺跡の様子を推測し、当時からあった湧水に対する信仰について触れている。また、台地に鎮座する湯殿神社についても言及しており、「出羽三山の一つである湯殿山を勧請した」という由来や、神社鎮座以前から信仰があったことについて推測し、かつてあった神木の大樫にも触れ、遺跡から多数の祭祀遺物が出土した背景や必然性を述べている。

次の「遺物の特質」の章では、まず「湯殿神社の真神木（樺）の直下水中の一定区域内から発見されている。（途中略）諸所に湧水孔らしい陥ち込みがあって、その中から発見されるが、水流等のために甚しく移動したと考えられる点はない。」と、遺物が集中した特定の範囲は、祭祀が行われた当時と同じ場所であると考察している。そして、遺物についての記述があり、「土器類と滑石製品の二者に分けられる。土器類は土師器と須恵器の破片であるが、（途中略）時期は鬼高期を中心として、やや降るものも混入する。（途中略）所謂祭祀用の小形手捏土器の類は殆ど認められない。」と、土器の時期については本報告の見解と一致する。また、石製模造品については、「従来発見されたものや、私達が発掘したもので、（途中略）形状の明らかなものを挙げると次の六種となる。1馬形 2櫛形 3勾玉形 4

有孔円板形 5有線円板形 6剣形」と、出土の原因と種別を示し、以下それぞれの形代の説明がなされている。その説明中の石製模造品にかかる考察では、有線円板形については、「何を原体としたものであるか不明である。読者諸賢の御知恵を拝借したい」と、また、剣形については、「剣の模造品としては些か不似合である。これも原体不明の遺品といてよい」と、疑問を投げかけ特定の原体の判断を避けている。

最後の「考察」の章では、本遺跡・遺物の注目される点を述べている。第一に、「溝々と水をたたえた淵の中から遺物が発見される。これはいうまでもなく水中に投入されたと見るべきであるから、直ちに沼神水霊に献供された品々と見てよい。」と述べ、さらに湯殿神社との関係を「恰も古代の祭場と考えられる沼のほとりに神社が建立され、神木（樺）が聳えており、今もなほ御手洗池としてのかすかな信仰が持続している」と括っている。

第二は、石製模造品の特殊性を、本遺跡の祭祀を特徴づける馬形と櫛形に特化して述べている。まず、馬形は、この形代を奉獻した例をいくつか挙げ、「古く水の神は馬を好み給うたことは、民俗学上から或いは民族学上から日本ばかりでなく、世界共通の習俗として先人が説いておられる。」と、馬と水神は密接な関係にあることを述べている。一方、櫛形については、まず、「馬と櫛とは何かの因縁があるかどうか、これはむずかしい問題である。」とし、水と櫛の関係について、井戸跡から木櫛が出土している例やいくつかの文献に登場する櫛について、「古代人にとって単なる整髪具でないこと」であり、「擲櫛や櫛占の習俗はその一端である。」と述べている。また、民俗学上では、「櫛が一種の咒物であり、神の占有を標示する品と説かれている。」と述べ、水神が櫛を好む理由を、「考古学だけでは解き難い。」と括っている。

第三は、遺物の時期について、石製模造品の出現は「五世紀頃」であるが、本遺跡の石製模造品の特徴、すなわち「形状の特異」、「顔る粗造」、馬形の「顔る形式化」、櫛形のタイプが「横型」であるなどを挙げ、「奈良時代前後頃」と判断し、共存する須恵器等に同時期もの含まれると述べている。

そして、最後に、遺跡の近隣に式内社が存在することや、寺院跡（西別府庵寺）が存在するといった歴史的環境に触れ、本遺跡にある水源について言及し、水源に対する恩恵に感謝し、水神にささげる定期的な祀りや、雨乞い等の臨時的な祀りが行われていたことを推定している。

さらに、ここでの祭祀の形態を推定している。それは、「水源地に近い淵に臨む崖の上に祭場が設けられ、厳粛な祭儀が行われたが、毎年の例として水霊に献ずる神宝類が作られた。昔から慣習によって滑石を用い、馬や櫛や……等々の品々が案に盛られた。祭りが終わったあと、それ等の品々は水神に投供された」と、祭祀の一連の行為を推察している。そして、終わりに、崖の上にあった臨時的祭場が、固定化され、湯殿神社の前身の社をもつ神社が建立されたと、祭祀の変遷について結論付けている。

### 石製模造品について

本遺跡の石製模造品は、第1次・第2次調査を含めて、660点余り検出されている。そのうち、形状が判別できた形代の点数は、種別ごとに挙げると、人形3点、馬形37点、櫛形42点、有線円板形30点、有孔円板形105点、勾玉形40点、剣形50点で、合計で307点ある。よって、検出された半数弱は形状が判別できたが、残りの半数以上は、形代の形状が特定できない製品、製作途中の未成品、製作時に発生

した石材破片である。

第1次調査の石製模造品は、形状が判別できた全個体の80%を超える。すなわち、検出された形代のそのほとんどが本調査で検出された結果となった。前出の文献「新発見の祭祀遺跡」によると、現地調査の時点では、明らかな形代がわかる石製模造品は、馬形13点、櫛形19点、勾玉形16点、有孔円板形10点、有線円板形19点、剣形3点と計80点であるが、記述では何らかの形態が判明したものは160点程となっているので、形状明らかな形代の2倍の石製模造品が検出されたということである。しかし、今回の報告の段階では、形状の判別に関して、前述のとおり249点と、判別についてさらに精度を上げる結果となった。

それでは、検出された石製模造品について、第1次調査、第2次調査（既報告「西別府祭祀遺跡」2000。以下、報告Ⅰ）を併せて、種別ごとに、その特徴、攻玉<sup>1)</sup>等について、他遺跡例との比較もしつつ、若干の考察をしていきたいと思う。さらに、本遺跡を特徴づけるいくつかの形代について、他遺跡例も踏まえてみていきたいと思う。

#### (1) 各形代の特徴、攻玉等について

第1次・第2次調査では、7種類の形代が検出されており、それぞれ形態、製作方法、石材等に特徴がみられる。ここでは、その種別ごとにそれらをみていきたいと思う。

##### ① 人形

人形は、第2次調査でのみ検出された形代である。通常人形は、律令祭祀における祭祀具であり、斎串や馬形とともに木製のものが用いられた。藤原京や平城宮においては、天皇を中心とした官人たちにより、この木製人形を使い、病、ツミヤケガレを人形に移し封じ込め、祓うまつりを行った。また、このまつりは、地方においても国府や郡家などで同様に行われた。

本遺跡では、木製ではなく石製である。それは、頭部をつくり出すための切り込みを側面左右に入れ、全面丁寧な研磨が施されたものであり、人形と分類したものである。なお、報告Ⅰ第38図1は人形と判断するに足る形代であるが、同第38図2は、一方の切り込みが大きなV字状を呈しており、馬形の顎下部の切り込みの可能性も否めない。また、同第38図3も、一方の切り込みのみ顕著であり、馬形の可能性も捨てきれない。

石製人形は、福岡県沖ノ鳥祭祀遺跡の1号遺跡から68点と多数検出されているが、多くは板状あるいは棒状の石材を用い、側面上位の左右に切り込みを入れ頭部・胴部・脚部を表現している。また、同遺跡の3号遺跡からは目や鼻を表現したのもも検出されている。これらと比較すると、本遺跡例とは形態が大きく異なり、単純化された形代という印象である。

##### ② 馬形

馬形は全て、四肢・尾部を作り出さない裸馬を模したものである。また、沖ノ鳥祭祀遺跡1号遺跡の例の中にみられるような鞍部は作り出されていないものである。そして、本遺跡例は、頭部を作り出して胴部を直線的に作る馬形であり、沖ノ鳥祭祀遺跡1号遺跡、群馬県吉井町長根羽田倉遺跡2号・3号土器集積で検出された石製馬形、そして木製馬形にみられる、背部と顎下端部に深い切り込みを入れ全体がS字状になるものはみられない。

形態の特徴は、胴部が直線のもの（第7図5、第8図10・11・16・19、報告Ⅰ第38図4・6）、胴部



の腹部が張り出すもの（第7図1～4・6～8、第8図9・12～15・17・18、報告I第38図5・8～11）と2種に分けることができる。なお、腹部が張り出す第7図7・8は、でっぷりとしていて、あたかもミジンコのような形状であり、他とやや趣が異なる。

また、頭部については、胴部との境、つまり頸下部に切り込みを入れ、視覚的に各部位を明瞭にするもの（第7図1～8、第8図9・12・14・16・17、報告I第38図4～7）、胴部との区別は不明瞭で、頭部から胴部へスムーズに移行するもの（第8図10・11、報告I第38図8～11）に大別できる。

そして、全体及び胴部については、背・腹部とも平坦なものが大半であるが、第7図7・8、第8図9・12・18、報告I第38図8・10・11は、腹部が刃のように尖るものである。

攻玉については、いずれも仕上げの研磨まで施され丁寧なつくりであるが、第7図7については最後の仕上げ研磨が不十分なように見受けられる。また、唯一片面に眼表現がある第7図3は、石材の影響か整形後の研磨が不十分な印象があるものである。ただし、頸部から胴部にかけてに端部の研磨は、丁寧な仕上げ研磨が施されているのが確認できた。

最後に、第8図9は従来馬形とされているものであるが、石材が他の白色の滑石と異なり褐色を呈し、最も丁寧な仕上げ研磨がなされ、その形状は馬形ではなく直刀を模し、その柄部分との見方もあるものである。個体をつぶさに観察すると、馬の頭部とされる部分が、他の例とは異なり長く、あたかも刀の柄のようである。また、頭部とされる部分は、先端が欠損しており詳細は不明であるが、刀の柄頭状を呈する。さらに、胴部とされる部分は、腹部が刃のように尖り、先端が欠損する刃部のような形状を呈している。なお、刃部とも考えられるこの胴部は、尾部に向かってややすばまっていく傾向がみられ、直刀の刃部だとするとやや不自然な形状や長さをもつ印象も否めない。

### ③ 櫛形

櫛形は、馬と共に水神に奉げる（供える）ものと考えられているが、IV章にも記述したとおり、検出されたものはいずれも横櫛である。石製の櫛形代は珍しく、本遺跡例や本遺跡近隣の深谷市本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡に例がみられるだけである。一方、石製櫛形代の原体となったと考えられる木製の横櫛は、近隣では市東部に所在する諏訪木遺跡や小敷田遺跡の旧河道、その他では、三重県津市六六A遺跡の大溝、同県松坂市杉垣内遺跡の旧河道及び井戸跡、または8世紀以降の井戸跡など、水に関わる場所で出土する例が多数ある。

形態の特徴は、IV章の記述のとおり、大半を占める肩部に丸みをもたすもの、肩部が角張るもの（第9図31、第10図37、報告I第39図15）と大きく2種類である。また、ほぼ全体が把握できるもので、縦／横の比率でタイプ分けしてみると、①2.0倍以上（報告I第39図12・13・14・17）、②1.5～2.0倍（第9図20・22・24）、③1.5倍以下（第9図21、第10図35）の3タイプに大別できる。また、全体の詳細は不明であるが、傾向から判断できるのが、第9図30・31及び報告I第39図15はタイプ①、第9図26はタイプ②に分類されるであろう。なお、タイプ別個体数比については、現状での判断は難しいが、タイプ②が破片個体も含めて多くを占めるように思われる。

また、このタイプ分けを、新屋敷東遺跡の例に当てはめると、全体像がわかるものは1点であるが、タイプ②に該当する。よって、石製形代例が少ない中ではあるが、タイプ②は、本遺跡例を含めて最もオーソドックスな形態と考えられる。

次に、櫛歯を表現する線刻であるが、非常に繊細な線から、線幅が約1mmとやや粗雑な感じの印象を受けるものまで様々である。この現象が、工具によるものか、作り手によるものかは断定に難しいが、3種類に分類できるであろうか。それは、第9図20・22・23・28、報告I第39図13・16に代表されるような鋭利な刃物で極細に線刻したもの（A）、第9図21・32に代表されるような①よりやや太い印象を受けるもの（B）、そして、第9図24・26、報告I第39図14に代表されるような1mm前後のもの（C）である。Aについては、櫛歯間の間隔も狭く非常に優品の印象を受ける。一方、Cは、櫛歯間の間隔も広く稚拙な印象を受ける。線刻方法も、第9図22や報告I第39図12のように規則正しくほぼ直線のものや、第9図24及び報告I第39図14のように間隔がまちまちでやや蛇行するものなど様々である。また、石材に対しての刃物の当て方も、第9図25のようにやや深くあてるものや、第9図22のように浅めのあて方のものもある。

なお、櫛歯表現の線刻の順番であるが、背の上縁に平行して切通し線を先に線刻し、その後、これを目印に歯を挽きだしているようである。

攻玉については、いずれも仕上げの研磨まで施され丁寧なつくりである。

#### ④ 有線平板形

有線平板形は、まさに平板状のものから楕円形や不整形なものまで形状は様々であるが、通常の言い習わしで「平板」とする。この有線平板形代は、横櫛形代と同様に、本遺跡、本郷前東遺跡及び新屋敷東遺跡に例がみられるだけである。

この形代は、平板の中心から放射状に線刻が伸びるものを総称したが、IV章に記述のとおり3種類がみられる。種類の点数は、①中央穿孔のものが7点、②中央円線刻のものが2点、それ以外は、③中央で線刻が交差するものである。

線刻の本数は、個体によりまちまちであるが、タイプ③は比較的規則性をもつ放射状の線刻であり、「十」に「×」が基本である。また、第11図67や報告I第40図28のように、さらにその間に中央で交差する線または中央までの線を追加するものもある。タイプ③に規則性があるのは、単純に中央で交差する線刻方法に起因するものであろう。

タイプ①のうち穿孔が貫通するものは、線刻の本数が多く、第11図55・58のように2条が近接並行している傾向がある。一方、未貫通穿孔のものは、タイプ③のような線刻である。

タイプ②については、2個体しか検出されていないが、本郷前東遺跡B区祭祀跡例（以下、本郷前東例）では、タイプ①と②の融合タイプが1点出土しているのが興味深い。なお、タイプ②の線刻は、幅1mm前後の明瞭なものである。

攻玉については、いずれも仕上げの研磨まで施され丁寧なつくりであるが、第11図55・60は、石材の影響で仕上がりがやや粗雑な印象を受ける。

ところで、本形代は、現在まで原体が不詳のままであるが、ここで、その原体についての二つの論考を次に紹介する。なお、紹介する両論考は、本形代が水に関わるといった点で共通している。

増田逸朗は、論文「有線平板形石製品小考」の中で、原体の考察を行っている。それは、タイプ①・②融合の本郷前東例を本形代の代表とし、断面から上に相当する凸面の放射状線刻が多く規則的で、反対の平らな面は線刻が少なく雑な描き方をすることから凸面を正面と考え、この放射状線刻は「管傘

を原体とした。また、貴人の頭上に差し掛ける蓋(きぬがさ)＝衣笠(布張りの傘)であるとの考えから、菅傘が、蓋の機能である、天子に依り来る邪気を払い、これから主を守るものとの理解に通ずるものと考えた。さらに、菅が沼沢水辺に自生すること、菅傘が雨天に対する用具であることから、菅傘と考える本形代が、馬形や櫛形とともに水に関わるものとの解釈を補完していると考えた。

一方、坂本和俊は、論文「埼玉の祭祀遺跡と儀礼復原の視点」<sup>23)</sup>の中で、「渦」を表現した可能性があると考えた。そして、他の剣形・勾玉形・有孔円板形に加え、水神への捧げ物とされる馬形、やはり水との関わりをもつ櫛形などとともに、オロチ退治神話<sup>33)</sup>に通ずる儀礼が行われていたと考え、本遺跡の祭祀は、単なる水源祭祀ではなく、治水・利水に関わる要素が強い祭祀であったと考えた。

#### ⑤ 有孔円板形

有孔円板形は、従来原体を鏡とし、古墳時代を通じ使われた多くは双孔のものであるが、本遺跡例は全て単孔のものである。この形代は、前項の有線円板形にも通じ、線刻を省略したものとも捉えられるであろうか。前出の増田は、前述の論考の中で、6世紀以前の双孔有孔円板形とは系譜が異なると考えた。

本遺跡例は、鏡を原体としたと考え、その割には有線円板形ほど円を描くものではなく、大半が楕円形や不整形である。これは、形状には拘らず、円孔を穿っているという形態に重きを置いた証拠であるのかもしれない。有孔円板形の特徴であるその円孔は、第12図81・82のような最大幅5cm以上の大型品には大きめの円孔(直径5～7mm)が、それ以下のものには、おおよそ3mm以下の円孔が開けられていた。

攻玉については、仕上げの研磨まで施され丁寧なつくりであるものと、形割・整形だけで自然面を利用しているものとに2分される。

なお、有孔円板＝鏡は、以下に記述する「勾玉」、「剣」とともに、現在も神社において使われる祭祀具であり、皇位継承の際の三種神器にもみられ、北九州の墳墓では弥生時代中期に、古墳時代前期以降は継続的に使われた古墳時代の祭祀具であったものである。

#### ⑥ 勾玉形

勾玉形は、前項のとおり有孔円板・剣とともに古墳時代以来の伝統的な奉獻品である。

本遺跡例の形態的特徴は、IV章の記述どおり、典型的なC字形のものと、湾曲せず直線的なものがみられるが、おおむね両面及び側面を平坦につくるもので、形代ではない勾玉と異なり立体的ではない。ただし、第16図174・184・191については、片面は平坦だが、もう片面は面取りを施し立体的に仕上げたものである。

また、本遺跡例の特徴として、新屋敷東例にみられる縄文時代早期に出現した牙勾玉のような形態のもののみならず、直線的なものには幅が広い寸胴な感じのものである。

攻玉については、おおむね仕上げの研磨まで施され丁寧なつくりである。

石材の特徴としては、第15図168が他とは異質なもので黒色を呈する。さらに、本例は丁寧なつくりのものである。

#### ⑦ 剣形

剣形は、古墳時代の石製模造品にみられる典型的な形態である基部側に穿孔を施すものではなく、全

て穿孔のない製品である。近隣の例をみると、本郷前東例に同様なものがみられる。また、前出の長根羽田倉遺跡の剣形も、検出された20点全てが未穿孔のタイプである。一方、隣接する新屋敷東例には、穿孔のある典型的な剣形が多数みられ、なかには片面を平坦に、もう一面を断面三角形につくり出す古墳時代における典型的な剣形時代の優品が含まれる。

本遺跡例は、第17図204～208のような優品は全て紡錘形を呈し、丁寧に面取りされ複数の加工面が確認できる。また、典型的な剣を模ったものは、第17図210・212～214・218・228であり、断面が刃部をつくり出す菱形または三角形を呈する。

攻玉については、IV章の記述どおり、仕上げの研磨が施され丁寧なつくりのもの、形割・整形または形割後自然面を生かしたものとに2分され、後者は約30%を占める。なお、長根羽田倉例の剣形は3分類（A・B・C類）されており、本遺跡例は、前者がA・B類に相当し、後者がC類に相当すると考えられる。また、この後者例については、剣形の製作工程途中の形割段階、または形割・整形段階の状態を示すものとも考えられ、製品として捉えるには検討の余地がある。

## (2) 特徴的な形代、馬形・横櫛形・有線円板形について

石製模造品は、近隣の遺跡をはじめ関東、全国で類例がみられる。しかし、水に関わる形代とされる馬形・横櫛形・有線円板形は、本遺跡を特徴づける形代であり、特に横櫛形や有線円板形は、本遺跡及び近接する遺跡でのみ検出された特異な形代である。ここでは、それらの形代を探り上げ、その特徴等について、他遺跡例との比較、検討をしてみたいと思う。

まず、馬形代は、石製の形代は全国的にもあまり類例がみられなく、近隣を含めて数例である。

最も近隣では、直線距離で約3kmの妻沼低地自然堤防上に所在する本郷前東遺跡で4点出土している。その内容は、①鬣を表現していると考えられている浅いV字状の刻みがあるもの（報告書第80図30）、②眼の表現と考えられる円孔が穿たれたもの（報告書第80図31、第83図1）、③本遺跡例のような頭部を作り出したもの（報告書第80図32）がみられる。これらは、報告書では、馬形とされているものであるが、なんとも馬形と判定しがたいものである。②のうち第83図1例は勾玉の頭部とも考えられるものである。本遺跡例では鬣や眼の表現をするものはなく、③以外は異質な印象を受けるものである。

長根羽田倉遺跡では、12点検出されており、うち2点は鳥形の可能性も示唆されている。報告書では4形態に分類され、①全体をS字状に、背部と顎下端部に深い切り込みを入れ表現しているもの、②①のように形作っているが、調整段階で削りの技法で全面を小刻みに面取りしているもの、③背部と顎下端部に切り込みを入れた後、外周を一周削りで調整するもの、④顎下端部のみ削りをいれているものである。いずれの形状も本遺跡例にはみられない形状を呈し、木製馬形代例のような形状である。

長野県神坂峠遺跡では、2点出土している。そのうち1点は、本遺跡例のように顎下部に切り込みを入れ頭部をつくるものである。

神ノ鳥祭祀遺跡では、51点出土している。1号遺跡の例でみると、鞍をつくり出した飾り馬と裸馬の2種類があり、形状は長根羽田倉例のように背部と顎下部に切り込みを入れ全体をS字状につくったものと、直線上の体で顎下部の切り込みを入れて頭部をつくり出すものに大別される。いずれのタイプにも、鞍をつくり出したものがみられ、鞍をつくり出した例が多い。中には、長根羽田倉例にみられる鳥形と考えられるものが存在する。

以上、いくつかの例を挙げたが、本遺跡例は沖ノ島例や長根羽田倉例に比べると、かなり簡略化された形状である。つまり、木製馬形代に似るこの2遺跡例は、かなり現実の馬に似せた形状を呈しているのである。形代を使うにあたって、どこまでリアルに模すかどうかの問題を考えるのは大変難しいが、形代自体既に簡略化されたものであるという視点に立てば、リアル感については問題ではないという考えに疑問を挟む余地はない。

馬は、民俗学では「水」の神に奉げるものと考えている。石製ではないが土馬が低湿地の旧河道沿いや、井戸跡から発見される例は少なくない。これは、水神が馬を好むとすることからであろうが、特に河川に関わる出土は、土馬を水神に奉納することにより、経済基盤であった農業に必要な水の統制の目的を達成、限らない水の恵みを期待したと考えられるからである。

また、馬は、疫病神・たたり神の乗り物で、馬が地上を駆け巡ることで病やたたりが蔓延するので、猛威をふるわぬように他の場所へ帰ることを願ったか、逆に足を折ることによって疫病神の動きを封じたものとの説がある。このことは、本遺跡を含めて四肢がない馬を祭祀に使うことに通ずるものかもしれない。つまり、足を折るのではなく、あらかじめ折れている状態の形代を製作して用い、疫病を防ぐ目的があったとも考えられるからである。馬が水神を好むことで農業にかかわる安定的水の供給を願い、と同時に疫病を防ぐ願いがあったのであろうか。これは、この地にあった幡羅郡家においては、郡家成立後には、経済的安定と社会的安定を願い、政治の安定を祈願するものへと変化していったと理解できるであろう。

次に、本遺跡を特徴づける横櫛形代の存在である。近隣では、前述の新屋敷東・本郷前東の両遺跡から5点と数は少ないが出土例がみられる。これらは、本遺跡例と比較すると、形状から粗雑な感じである。こういった中、本遺跡で42点と多数出土していることは、一つの特徴といえる。

新屋敷東遺跡では、3点出土している。一つは全体像が分かるもので、他は破片である。破片2点は、櫛歯の線刻が確認できるもので、そのうち1点は、切通し線が確認できるものである。これらは、本遺跡例に照らすと、櫛歯表現の線刻は本遺跡例のC類に属する。

本郷前東遺跡では、2点出土している。いずれも切通し線と櫛歯の線刻が確認できるものである。櫛歯線刻は、本遺跡例のA類に似たものである。

櫛は、馬と同様に、やはり「水」にかかわるものと理解されている。前述のとおり、水路や河川、井戸跡から木製櫛が出土する例は多くみられる。木製をはじめとする櫛は、形態で分けてと堅櫛と横櫛の2種類がある。縄文時代前期に出現して以来の堅櫛は、6世紀代には消滅し、以降は横櫛になる。その横櫛は、5世紀には出現し、6・7世紀には普及することとなる。本遺跡例も含めて、石製横櫛形代は、共存する土器から、新屋敷東・本郷前東遺跡例は7世紀前半、本遺跡例は7世紀中頃以降の7世紀後半と考えられるので、櫛の形態的変遷と合致し組櫛はなく、当該期の木製等の櫛を模して形代を製作したことに異議を唱える余地はないであろう。

ただし、石製の横櫛形代は、前述のとおり、現在のところ本遺跡及び新屋敷東遺跡・本郷前東遺跡という限られた地域のみで、他に類例を見ない特異性をもつ。また、木製櫛が出土する例と同様に、いずれの遺跡でも水に関わる場所で検出されている。本遺跡は当然のごとく湧水のある堀から出土している。一方、新屋敷東遺跡・本郷前東遺跡では、新屋敷東遺跡で検出された河川跡の入り江状の箇所から

石製模造品の完成品・欠損品が出土し、河川跡に近い本郷前東遺跡のB区祭祀跡からは未製品・完成品・欠損品が出土したことから、一連の祭祀行為が復元できるとして、B区祭祀跡において祭祀具の製作及び祭祀を執り行い、その後、祭祀具の河川への投棄を行ったと推定している。

木製でなく、石製の横櫛形代がこの地域にのみ存在していることについて、実証するのは難しい。よって、ここでは、櫛（横櫛）がどのような理由で祭祀具として使われたかを考えていきたいと思う。

櫛は、前述のオロチ退治神話が示すように、呪具の一種である。また、竹に転生した櫛が悪霊を防ぐイザナギノミコト・イザナミノミコト神話では、櫛が笏となりイザナギノミコトを救う。さらに、富山県榑田神社は、田植えの女性を呑んだ蛇が娘の挿していた櫛を喉にかけて死んだことから櫛を御神体とした。そして、8世紀前半に成立した『播磨国風土記』揖保郡条には、指櫛（挿櫛）が水を堰き止める説話も見えるという<sup>4)</sup>。

このように、櫛には、呪術的かつ神秘的な力があり、さらに、水をもコントロールする力を持っていると信じられていたことから、古代の儀礼、水の祭祀に使われたと考えられる。このことは、馬形代と同様に、農業にかかわる安定的な水の供給を願うことにも通じていると考えられ、セットで祭祀具として用いられたことは当然であると考えざるを得ない。

では、最後にもう一つ特徴的な形代である有線円板形代を採り上げる。馬形・横櫛形と同様に、やはり新屋敷東・本郷前東の両遺跡から、同形代と判別できるもの、ないしは可能性があるものが6点検出されている。一方、本遺跡では30点検出されているが、新屋敷東・本郷前東遺跡では欠損品が大半を占めるのに対して、本遺跡では、ほぼ完形の完成品と考えられるものが多数検出されているのが特徴である。

ところで、この有線円板形代は、その原体が確定していない。前述では、これにかかる2者の論考を紹介した。それは、「菅傘」または「渦」を模してつくられた形代であり、いずれも馬形・横櫛形とともに、本遺跡の祭祀の特徴である「水」にかかわるものを原体としているというものである。放射状の線刻が特徴的なこの形代であり、中心に円孔のあるもの、線刻による円のあるもの、そして単なる放射状だけのものと3種類ある訳だが、果たして他には可能性のある原体はないのであろうか。そこで、一つの可能性として、織維に燃りかける際の弾み車である「紡錘車」を原体としたという仮説を挙げたいと思う。従来鏡が原体とされている有孔円板形代も含めて、これらが紡錘車に形状が似ていることが気になるのである。このことについては、亀井正道も論述「祭祀遺跡の年代」の中で、「この円板は通常の円板とは異なって、むしろ紡錘車の変形と見る方が妥当」と若干触れている。

紡錘車には、石製、土製、そして鉄製のものがある。形態の特徴として、断面から三角形（逆三角形）、長方形、台形（逆台形）がみられる。群馬県例の資料分析<sup>5)</sup>によると、时期的に材質と形態が変化していくとされている。それは、弥生時代～古墳時代前期には土製・長方形、古墳時代中期～奈良時代には石製・台形、平安時代には、石製・台形及び鉄製と変遷していくのである。また、三角形と長方形は弥生時代に多く、古墳時代以降は台形が大半をしめる。

さて、有線円板形代は少し措いておいて、有線円板形代に形態において共通する点がある有孔円板形代をみると、この有孔円板形代は、形態的には正に断面形が長方形ないしはやや台形の紡錘車そのものである。従来、主に古墳時代における祭祀具の代表である「鏡」の形代として、その鏡を模ったも

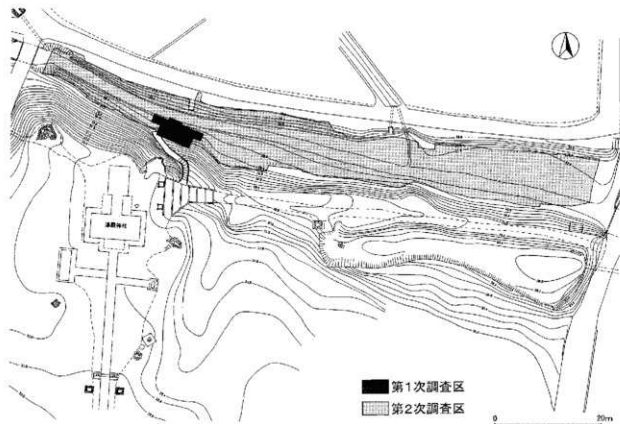
のと考えられ、双孔のものや単孔のものが鏡として捉えられてきた訳であるが、形態的な特徴からは、単孔のものはむしろ紡錘車を模ったものとして、さらには、紡錘車そのものである可能性もあるのではないかと考えるのである。そして、有線円板形代に戻るが、この有線は、紡錘車のそのものの機能である「回転」の様子を視覚的に見せているのではないであろうか。

高島英之は、論文「文字が書かれた紡錘車—群馬県内出土資料を中心に—」の中で、紡錘車が本来の用途を離れ祭祀・儀礼の場で使用されたケースもあるとし、紡錘車の「回転」という機能に着目し、その回転が呪術的な意味と結びつき、例えばマニ車に類似するような呪具・法具用途も想定できるとしている。このことは、本遺跡においては、「則天文字からつくられた」呪術的な文字や願文を、土器に墨書していることにも通じ、これらの墨書を土器祭祀に用いていることを考える上でも興味深いと考える。

また、高島は同じ論文の中で、墨書・刻書紡錘車の出土が集中する例ではあるが、その地域である「上野国西南部から武蔵国北西中部」は、近代まで連続と続く一大養蚕地域とオーバーラップするとし、絹糸紡ぎに使用された紡錘車との関わりから、墨書・刻書紡錘車の集中分布の背景を、養蚕と絹織物生産の盛行と結びつけることも可能性の一つとして想定している。奇しくも本遺跡が所在する地域は、武蔵国北西中部、そして近年まで桑畑が広がり養蚕が盛んだったところであり、仮に有線円板形・有孔円板形代が紡錘車を模ったとすれば、本遺跡において祭祀具に使われたことは何らかの関連性があったのかも知れない。

#### 祭祀の実態について

本報告の第1次調査区は、局所的で台地先端部に所在する湯殿神社社殿の裏手やや東の堀内である。



第24図 第1次・第2次調査区位置図

また、第2次調査区は、第1次調査区を含み社殿裏から下流へ延長距離約105mの堀全体である（第24図）。いずれの調査においても、祭祀場を示す具体的な遺構は確認されず、湧泉の痕跡と思われるくぼ地を中心に、石製模造品、土器、土錘等の多数の遺物のみが検出されているに止まっている。その遺物は、土器の時期から、7世紀中頃から11世紀までと長期にわたっており、その後の中世や近世の段階の遺物も検出されている。また、祭祀場は、遺物の検出状況から時期で変化があり、さらに祭祀行為の盛衰もみられた。

第1次・第2次調査の結果、主として7世紀後半の石製模造品を祭祀具に用いた祭祀場が推定できた。それは、第1次調査区を中心とする東西南北約15mの範囲である。予てから、この周辺が本遺跡における初源の祭祀場と推定していたところであるが、総合的に判断して確実なものとなったと言える。また、共存する同時期の土器の検出状況をもてみると、堀の台地寄り、台地先端部崖線下に集中する傾向があることから、この状況は、大場磐雄が指摘したとおり、台地先端部付近の高台に祭祀場が設けられ、そこで水源に対する（水神に対する）祭祀を行い、その後石製模造品や土器などの祭祀具を水源のある堀に投棄したという一連の行為が推定できる傍証となり得るのではないだろうか。さらに、祭祀具には、石製模造品や土器以外にも、土錘も加えられ、水からの恵み、さらには豊穰・繁栄をも願う祭祀具として使われたことが、この祭祀場推定地から多数検出されていることから想像される。蛇足ではあるが、この多数の土錘の存在は、ここが中心的祭祀場であるとともに、祭祀を頻繁に行った証拠ともなり得ると考える。

その後は、第2次調査を報告した報告Ⅰのまとめでも記述されているとおり、土器を祭祀具の中心アイテムに用いる祭祀へと変化していった。つまり、7世紀末から8世紀初頭に律令制度が確立し、この地に幡羅郡家が置かれ、その郡家に属する祭祀場として、政治的や経済的な祈りの意味合いが強い祭祀へと形態的变化が起こったと考えられるのである。いわゆる律令祭祀（国家祭祀）への変化である。それは、7世紀後半ないしはそれ以前には、利害を共有する地縁的な共同体により、主に水稻栽培を行う農作業のために、これにかかる用水の安定的供給を水源の恵みに期待する農耕祭祀・水神祭祀が行われていた、さらには、古墳群を形成しこの地を統治していた有力氏族により、治水・利水を目的として祭祀が行われていたが、郡家が成立し、在地の有力氏族が郡司という国家的地位を確保したことに伴い、この祭祀も質的な変化が生じ、律令祭祀へと移行していったと推定されるのである。ただし、ここで律令祭祀は、通常の律令祭祀とは異なり、現在の見解では、一貫して土器を用いた祭祀を続け、加えて幡羅郡家において実務官衙城が再編され変化を迎えるころからは、一種の吉祥文字、則天文字からつくられた呪術的な文字、願文等を土器に墨書し、祭祀を行っていたという独自なものであったと推定されるのである<sup>6)</sup>。

## 註

- 1) 玉を作る作業の攻玉は、玉作とも呼び、工程として、①原石の入手、②原石の加工、③成形（形割）、④整形、⑤研磨、⑥穿孔、⑦仕上げ研磨の段階がある。これらの語句については、『製作工程の考古学』（大田区立郷土博物館 1998）の「玉」の章に拠った。
- 2) 平成17年度埼玉県市町村埋蔵文化財担当者研修会講義資料



- 3) 『記紀』のササノオノミコトによるヤマタノオロチ退治の一節で、ササノオノミコトは人々に災いをもたらす大蛇を退治すべく、奇稲田姫(クシイナダヒメ)(=御名田姫)を湯津爪櫛に化身させて御髻(みづら)に挿し、脚乳摩(あしなずち)・手摩乳(てなずち)に命じて八醜(やしおおり)の酒を醸し、仮夜(かさざき)八間を作り、酒船に酒を盛らせて大蛇を待ちうけた。
- 4) 金子裕之『まじないの世界Ⅰ』に拠る。
- 5) 中沢 悟「矢田遺跡と紡錘車-矢田遺跡の発掘を振り返って-」「紡む-紡錘車が語る多胡郡-」吉井町多胡碑記念館 2008年
- 6) 通常律令祭祀では、斎申や人形といった木製祭祀具や人面墨書土器などの祭祀具を用いる。本遺跡において律令祭祀具に代表される木製祭祀具の出土がない、または遺存しなかったのは、その後の自然環境の変化が理由の一つとして考えられる。それは、湧水により古代から豊富な水を湛えていた堀は、昭和の高度成長期以降湧水が少なくなり水量が激減し、第2次調査を行った頃には、夏場のある一定の時期の湧水を確認するに止まり、調査を行った場に至っては冬季には湧水の状態にさえなっていた。こういった自然環境下で木製祭祀具が遺存できなくなった可能性がある。

#### 主な引用・参考文献

- 新井 端 1983 『姥ヶ沢遺跡Ⅰ』 江南町教育委員会
- 新井 端他 1988 『本田・東台・上前原』 江南町教育委員会
- 磯崎 一・山本 靖 2005 『北島遺跡XⅢ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第305集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
大田区立郷土博物館 1998 『製作工程の考古学』
- 大場磐雄・小澤回平 1963 『新発見の祭祀遺跡』『史迹と美術』第338号
- 小川良祐他 1986 『樋の上遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第59集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
加藤隆則他 2003 『三ヶ尻遺跡Ⅲ』熊谷市教育委員会
- 金子裕之 1996 『まじないの世界Ⅰ』日本の美術第360号 至文堂
- 金子正之 1982 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1984 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1985 『三尻遺跡群 黒沢館・樋ノ上遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 若松遺跡・黒沢遺跡・東遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 社裏遺跡・社裏北遺跡・社裏南遺跡』熊谷市教育委員会
- 鹿沼栄輔 1990 『長根羽田倉遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第99集(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 川口 潤 1989 『本郷前東遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第78集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 木戸春夫 1995 『根絡・横間栗・関下』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第153集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
倉敷博物館 1997 『まつりの造形-古代形代の世界-』
- 熊谷市 1963 『熊谷市史』前編
- 群馬県立歴史博物館 1995 『海の正倉院沖ノ島-古代の祭祀 西・東-』
- 鶴持和夫 1995 『森下・戸森松原・起会』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第148集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 江南町 1995 『江南町史』資料編1 考古
- 埼玉県 1982 『新編 埼玉県史』資料編2
- 埼玉県 1984 『新編 埼玉県史』資料編3
- 埼玉県教育委員会 1988 『埼玉の中世城館跡』

- 寺社下 博他 1979 『中条条里遺跡調査報告書Ⅰ』 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 1984 『中条遺跡群』 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2000 『一本木前遺跡』 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2003 『一本木前遺跡Ⅳ』 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2004 『一本木前遺跡Ⅴ』 熊谷市教育委員会
- 楳山林継 1968 『水を対象にした遺跡』『神道考古学講座 第二巻 原始神道期一』 雄山閣
- 楳山林継 1988 『祭祀遺跡の年代』『論争・学説日本の考古学 第5巻 古墳時代』 雄山閣
- 鈴木敏昭 1999 『横間栗遺跡』 熊谷市教育委員会
- 高山清司 1976 『三ヶ尻上古遺跡』『埼玉県土器集成』4 埼玉考古学会
- 滝瀬芳之 1990 『東川端遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第94集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 滝瀬芳之他 1993 『上敷免遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第128集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 翼 淳一郎 1996 『まじないの世界Ⅱ』日本の美術第361号 至文堂
- 田部井功 1976 『弥藤吾新田遺跡』 埼玉県遺跡調査会報告書第29集 埼玉県遺跡調査会
- 田中広明 1992 『新屋敷東・本郷前東』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第111集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 知久裕昭 2007 『幡羅遺跡Ⅱ』 深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2008 『幡羅遺跡Ⅲ』 深谷市教育委員会
- 富田和夫 2000 『大寄遺跡Ⅰ』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第268集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 永井いずみ 2004 『埼玉県北部における10世紀以降の土師質土器』『研究紀要』第19号(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中沢 悟 1997 『矢田遺跡Ⅵ』群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第220集(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 中島 宏他 1984 『池守・池上』 埼玉県教育委員会
- 中村倉司 1987 『下辻遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第69集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 深谷市教育委員会 2008 『律令時代の郡役所』
- 増田逸朗他 1971 『横塚山古墳』 埼玉県遺跡調査会
- 増田逸朗 1994 『有線門板形石製模造品小考』『祭祀考古』創刊号 祭祀考古学会
- 松田 哲 2004 『籠原裏遺跡』 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2005 『籠原裏古墳群』 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2008 『藤之宮遺跡』 熊谷市教育委員会
- 森田安彦他 1998 『千代遺跡群-弥生・古墳時代編-』 江南町教育委員会・江南町千代遺跡群発掘調査会
- 吉井町多胡碑記念館 2008 『訪む-訪鍾車が語る多胡郡一』
- 吉田 稔他 1991 『小敷田遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第95集(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 吉野 健 1989 『西方遺跡』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1992 『西別府庵寺』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1994 『西別府庵寺(第二次)』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健・松田 哲 2000 『西別府祭祀遺跡』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2001 『諏訪木遺跡』 熊谷市遺跡調査会
- 吉野 健 2002 『前中西遺跡Ⅱ』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2003 『前中西遺跡Ⅲ』 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2009 『西別府祭祀遺跡Ⅱ』 熊谷市教育委員会

## 写 真 図 版



調査地点現況（地点を示す傍示標がある）



遺跡遠景（北西から）



調査地点遠景（東から）

図版 2



発掘調査作業風景（北から）



Aトレンチ全景（東から）



Aトレンチ土層断面 (東から①)



Aトレンチ土層断面 (東から②)



Aトレンチ土層断面 (東から③)



Aトレンチ土層断面 (東から④)



Aトレンチ土層断面 (東から⑤)



Aトレンチ土層断面 (東から⑥)

図版 4



石製模造品（櫛形、有線円板形ほか）  
出土状況



石製模造品（櫛形）出土状況



石製模造品（有孔円板形ほか）  
出土状況



石製模造品、土器出土状況①



石製模造品（馬形、櫛形、有孔円板形、勾玉形ほか）、土器出土状況②



図版 6



石製模造品 馬形 表 (第7図1~8、第8図9~19)



馬形 裏 (同上)



石製模造品 櫛形① 表 (第9図20～34、第10図35～37)



櫛形① 裏 (同上)

図版 8



石製模造品 櫛形② 表 (第10図38 ~ 54)



櫛形② 裏 (同上)

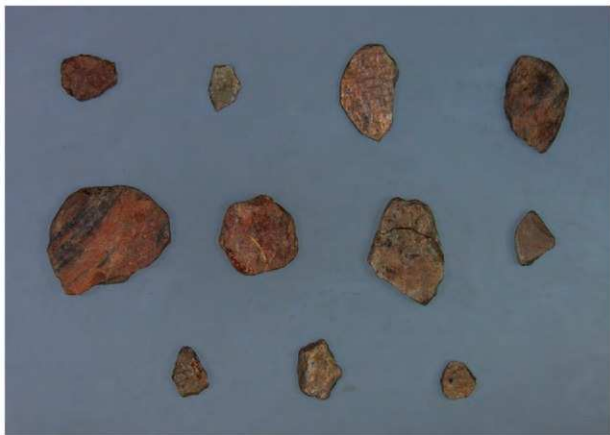


石製模造品 有線円板形① 表 (第11図55～69)



有線円板形① 表 (同上)

図版10



石製模造品 有線円板形② 表 (第11図70～73、第12図74～80)



有線円板形② 裏 (同上)



石製模造品 有孔円板形① 表 (第12図81～91、第13図92～97)



有孔円板形① 裏 (同上)



石製模造品 有孔円板形② 表 (第13図98～112, 第14図113～118)



有孔円板形② 裏 (同上)



石製模造品 有孔円板形③ 表 (第14図119 ~ 142)



有孔円板形③ 裏 (同上)



図版14



石製模造品 有孔円板形④ 表 (第14図143・144、第15図145～165)



有孔円板形④ 裏 (同上)



石製模造品 勾玉形① 表 (第15図166 ~ 171、第16図172 ~ 183)



勾玉形① 裏 (同上)

図版16



石製模造品 勾玉形② 表 (第16図184 ~ 195、第17図196 ~ 203)



勾玉形② 裏 (同上)



石製模造品 剣形① 表 (第17図204 ~ 214、第18図215 ~ 225)



剣形① 裏 (同上)



石製模造品 剣形② 表 (第18図226 ~ 238、第19図239 ~ 249)



剣形② 裏 (同上)



石製模造品 その他① 表 (第19図250 ~ 259、第20図260 ~ 273)



その他① 裏 (同上)

図版20



石製模造品 その他② 表 (第20図274 ~ 282、第21図283 ~ 285)



その他② 裏 (同上)



土師器 (第22図1～25)



土師器、須恵器、須恵系土師質土器 (第22図27・29、第23図30・33～37)



図版22



須恵器 第22図28



須恵器 第23図32



須恵系土師質土器 第22図26



灰釉陶器 第23図31



土製品、土錘 (第23図38 ~ 44)

# 報告書抄録

ふりがな	にしべっぶさいしいせき きん							
書名	西別府祭祀遺跡 III							
副書名								
シリーズ名	埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第11集							
編著者名	吉野 健							
編集機関	埼玉県熊谷市教育委員会							
所在地	〒360-0107 埼玉県熊谷市千代239番地 熊谷市立江南文化財センター TEL.048-536-5062							
発行年月日	西暦2011(平成23)年7月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	(°'")	(°'")		(㎡)	
にしべっぶさいしいせき 西別府祭祀遺跡 (第1次)	さいたまけんくまがやしにしべっぶ 埼玉県熊谷市西別府  あびししかた ほんちきき 字西方1575番地先		11202 59-001	36° 19' 34"	139° 33' 1"	19630404 ~ 19630406	29.75	学術目的
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
西別府祭祀遺跡 (第1次)	祭祀跡	古墳時代 (飛鳥時代) ~平安時代	祭祀跡	石製模造品・土師器・須恵器・ 須恵系土師質土器・灰釉陶器・ 土製品・土鍾			多数の石製模造品 が検出され、湧水 に対する祭祀跡と 判断された。	

本報告書は、編集を担当課で行い、印刷は外注により300部作成し、  
1部当たりの単価は1,439円です。

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第11集

## 西別府祭祀遺跡Ⅲ

平成23年7月31日発行

発行／埼玉県熊谷市教育委員会

印刷／大屋印刷株式会社